

平成28年度第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会

と き 平成28年7月25日(月)
午後6時00分
ところ 石狩市総合保健福祉センター
3階 視聴覚室

1. 開会

2. 「石狩市介護保険事業運営推進協議会」への移行について

3. 会長あいさつ

4. 議題

(1) 地域包括支援センターの運営について

- ① 地域包括支援業務の概要について
- ② 地域包括支援センター業務自己評価について
- ③ 平成27年度事業実績報告について
- ④ 石狩市地域包括推進のための基本方針
- ⑤ 平成28年度事業計画について

(2) 地域密着型サービス事業について

- ① 指定地域密着型通所介護事業について
- ② 平成27年度地域密着型サービス事業の状況

5. その他

6. 閉会

石狩市介護保険事業運営推進協議会委員名簿

(平成28年7月25日現在)

選出区分	選出母体団体等	選出数	選 出 者	備 考
学識経験者	藤女子大学	1	はし 橋 もと 本 のぶ 伸 や 也	
保健・医療・福祉関係者	医療関係者	1	はし 橋 もと 本 とおる 透	
	介護サービス事業者	3	す 須 がい 貝 れい 玲 こ 子	
			わた 渡 なべ 辺 のり 教 まる 円	
			の 野 むら 村 やす 安 み 美	
地域団体の代表者	民生委員児童委員連合協議会	1	おく 奥 やま 山 くん 勲 じ 司	
	ボランティア連絡協議会	1	まつ 松 ぼら 原 あい 愛 こ 子	
	高齢者クラブ連合会	1	かわ 川 むら 村 き み こ 子	
被保険者	一般公募	2	ほり 堀 うち 内 ひで 秀 かず 和	
			わた 渡 なべ 辺 え み こ 子	

第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会

1. 地域包括支援センターの運営について

- ① 地域包括支援センター業務の概要について
- ② 平成27年度石狩市地域包括支援センター自己評価について
- ③ 平成27年度事業実績報告について
- ④ 石狩市地域包括ケアの推進のための基本方針について
- ⑤ 平成28年度事業計画について

2. 地域密着型サービス事業について

- ① 指定地域密着型通所介護事業について
- ② 平成27年度地域密着型サービスの状況

平成28年7月

保健福祉部高齢者支援課

1. 地域包括支援センターの運営について

①地域包括支援センター業務の概要について

1. 地域包括支援センター設置状況

平成28年4月1日現在

名称		南	北	厚田	浜益	合計
運営法人		医療法人 喬成会	医療法人 秀友会	市直営	市直営	
生活圏域		旧石狩市部		厚田区	浜益区	3
担当地区		花川南・花川 ・樽川	花川北・花川 東・緑苑台・花 畔・新港・志 美・美登位・親 船地区・八幡地 区・北生振・中 生振・緑ヶ原	厚田区	浜益区	
職員数（職種）		4	4	4	2	14
人口（人）		29,975	25,717	1,999	1,429	59,120
65歳以上人口（人）		7,451	8,728	851	781	17,811
高齢化率（％）		24.9	33.9	42.6	54.7	30.1
75歳以上人口（人）		3,031	3,742	447	485	7,705
後期高齢化率（％）		10.1	14.5	22.4	33.9	13.0
要介護認定者数（平成28年3月末現在）	要支援1	229	249	13	31	522
	給付管理数（再委託）	142(20)	127(13)	5(0)	14(0)	0
	要支援2	163	160	12	21	356
	給付管理数（再委託）	117(31)	100(15)	7(2)	16(1)	242
	要支援小計①	392	409	25	52	878
	総給付管理数（再委託）②	259(51)	227(28)	12(2)	30(1)	528
	利用率（②÷①×100）（％）	66.1	55.5	48.0	57.7	60.1
	要支援者の割合①÷③×100（％）	32.1	29.2	15.5	31.3	29.8
	要介護1	321	372	32	42	767
	要介護2	193	196	26	16	431
	要介護3	119	134	22	18	293
	要介護4	101	164	27	22	314
	要介護5	97	126	29	16	268
	要介護小計	831	992	136	114	2,073
	合計③	1,223	1,401	161	166	2,951
	認定率（％）	16.4	16.1	18.9	21.3	16.5

※石狩市外居住者を除く

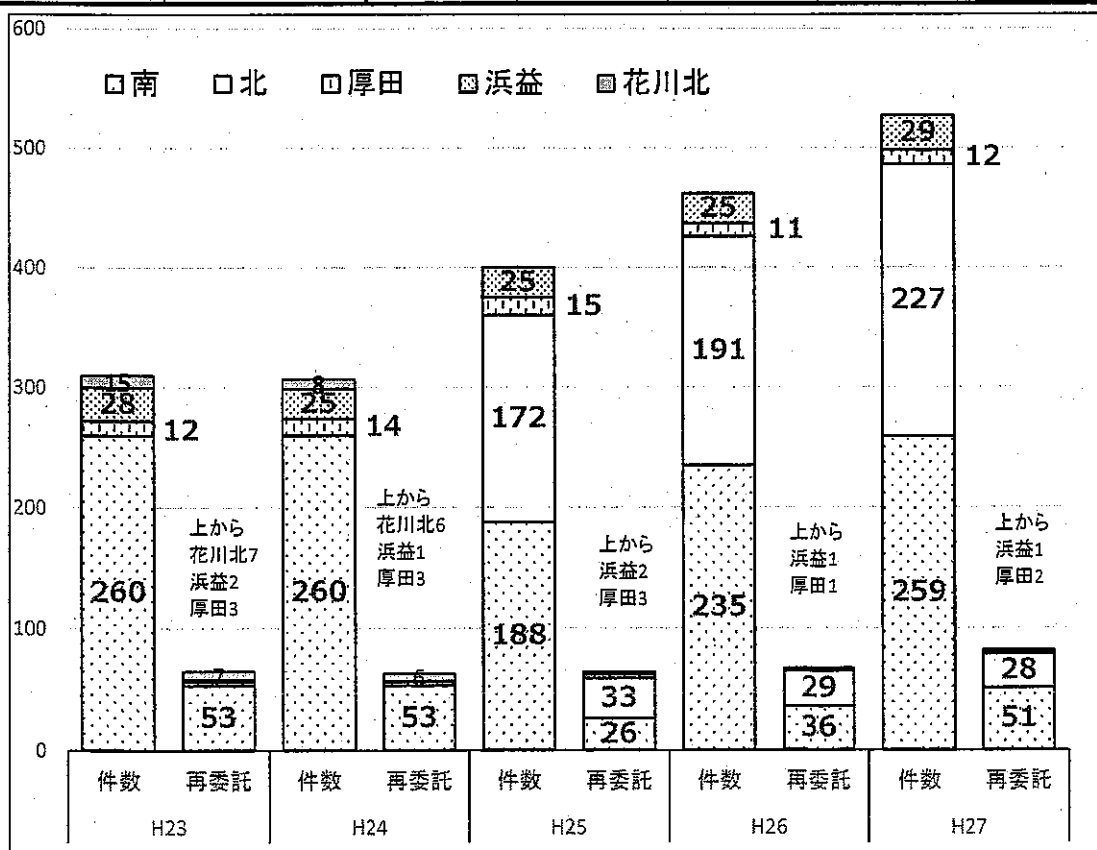
○認定者数のおおよそ3割を要支援者が占めている。

○要支援者の約4割がサービスを利用していない状況がある。

2. 介護予防ケアマネジメント

①予防給付ケアプラン作成件数（各年度3月時点）

		花川北	南	北	厚	浜
H23	件数	10	260		12	28
	うち再委託	7	53		3	2
	一人当たり	3.3	65		3	14.0
H24	件数	8	260		14	25
	うち再委託	6	53		3	1
	一人当たり	4	65		3.5	12.5
H25	件数		188	172	15	25
	うち再委託		26	33	3	2
	一人当たり		47	43	3.8	12.5
H26	件数		235	191	10	25
	うち再委託		36	29	1	1
	一人当たり		58	48	3.7	12.5
H27	件数		259	227	12	30
	うち再委託		51	28	2	1
	一人当たり		65	57	3	15



○要支援者数は年々増加しており、職員一人当たりの担当数も増加している。

○予防ケアプランの再委託は、ほぼ横ばいで指定介護予防支援事業にかかる業務量が増加している。

2. 介護予防ケアマネジメント

②予防ケアプラン作成の延件数

平成27年4月～平成28年3月の給付管理数

	総件数 (延)	月平均	うち 再委託 (延)	月平均	再委託先の居宅介護支援事業所数 (実)		
					同一法人	別の法人	
						市内	市外
南	2,968	247	519	43	1	8	9
北	2,584	215	324	27	0	9	5
厚田	156	12	24	2	0	2	1
浜益	348	29	14	1	0	0	2

③予防ケアプラン作成再委託先

		南		北		厚田		浜益	
ケアプラン作成再委託先	同一法人	ボットライン21居宅介護支援事業所	171	なし	-	なし	-	なし	-
	市 内	ジャパンケア石狩	80	ケアプランセンターあるふあ	86	べつかり	12	なし	-
		ケアプランセンターあるふあ	57	居宅介護支援事業所エルサ	38	ジャパンケア石狩	6		
		あいしい介護相談センター	48	ジャパンケア石狩	36				
		居宅介護支援事業所エルサ	29	トムテの里「花川」	18				
		ケアプランセンター社協いしかり	20	あいしい介護相談センター	33				
		ケアプランセンターぬくもり花川	18	ボットライン21居宅介護支援事業所	28				
		石狩希久の園ケアプランセンター	11	石狩希久の園ケアプランセンター	15				
		トムテの里「花川」	5	ケアプランセンター社協いしかり	8				
				べつかり	11				
	市 外	あすなろ	24	あすなろ	24	しろにじ	9	幸寿	12
		サンピオーズ	7	あいの里	12			ケアサポート緑愛園	3
		さと	1	ヒューマンライフケア	12				
		うるおい	6	勤医協しのろ	2				
		POP東	7	ヤックス	4				
		アクティブケア	7						
		まきた	5						
		希望	11						
		みのり	1						

1. 石狩市北地域包括支援センター		サービス内訳													
事業者名		予防訪問介護		予防訪問看護		予防訪問リハ		予防通所介護		予防通所リハ		予防短期入所		予防福祉用具貸与	
		件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率
石狩ほっと館訪問介護事業所		110	31.8%												
ジャパンケア石狩		80	23.1%												
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズエルサ		56	16.2%												
ケアプランセンター あるふあ		43	12.4%												
ニチケイケアセンター八軒東		18	5.2%												
指定居宅介護支援センター トムデの里「花川」		17	4.9%												
ヘルパーステーションつばさ		6	1.7%												
ヘルパーステーション緑苑		6	1.7%												
勤医協北ヘルパーセンター		6	1.7%												
ヘルパーステーションあいえす		4	1.2%												
あいしい介護相談センター				20	27.0%										
医療法人 高成会訪問看護ステーションポブラ				18	24.3%										
訪問看護ステーションみのり札幌東				6	8.1%										
訪問看護ステーションつばみ				6	8.1%										
秀友会介護保険ステーションふじ				6	8.1%										
指定居宅介護支援事業所はまなす				6	8.1%										
ケアプランセンター あるふあ				6	8.1%										
訪問看護ステーション健助				4	5.4%										
ゆりがはらケアサービス指定居宅介護支援センター				2	2.7%										
きたえる一む花川										142	19.5%				
ケアプランセンター 社協いしかり										94	12.9%				
リハビリ特化型3時間デイサービスBanbi										84	11.5%				
リハビリ特化型デイサービスカラタラボ石狩花川										49	6.7%				
QOL向上センター希望のつばみ札幌北										36	4.9%				
デイサービスセンターばんぐる										33	4.5%				
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズエルサ										33	4.5%				
特別養護老人ホーム石狩希久の園										30	4.1%				
ジョイリハ札幌麻生										29	4.0%				
ツクイ札幌屯田										29	4.0%				
石狩市花川南老人デイサービスセンター										29	4.0%				
石狩ふれあいほっと館介護センター指定介護事業所										28	3.8%				
指定居宅介護支援センター トムデの里「花川」										25	3.4%				
ケアプランセンター あるふあ										23	3.2%				
通所介護デイドリーム										22	3.0%				
ふとみデイサービス										7	1.0%				
ヒューマンライフケア大倉湯										6	0.8%				
ヘルパーステーション緑苑										6	0.8%				
リハビリデイ楽和										6	0.8%				
リフレッシュ・デイサロン温泉堂										6	0.8%				
樽川デイサービスセンター四季彩館										6	0.8%				
デイサービスきたえる〜む手稲稲穂										5	0.7%				
秀友会いしかり介護保険相談センター												124	67.4%		
医療法人 高成会ふれあいクリニック指定通所リハビリテーション事業所												20	10.9%		
老人保健施設オアシス21												20	10.9%		
茨戸病院												8	4.3%		
老人保健施設セージュ新ごとに												6	3.3%		

2. 石狩市南地域包括支援センター		サービス内訳													
事業者名		予防訪問介護		予防訪問看護		予防訪問リハ		予防通所介護		予防通所リハ		予防短期入所		予防福祉用具貸与	
		件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率
石狩ほっと館訪問介護事業所		272	70.1%												
シャバンケア石狩		20	5.2%												
ケアプランセンターぬくもり花川		15	3.9%												
ケアプランセンターあるふあ		12	3.1%												
ニチケアセンター八軒東		12	3.1%												
花川聖マリア		12	3.1%												
ホームケアサブライ		11	2.8%												
ホームケアネットさつぽろ		7	1.8%												
勤医協北ヘルパーセンター		6	1.5%												
合同会社 アイカンシヤ		6	1.5%												
指定居宅介護支援センター トムデの里「花川」		6	1.5%												
訪問介護移送サービスセンター		6	1.5%												
ケアサポートうるおい石狩第一		2	0.5%												
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズエルサ		1	0.3%												
あいいい介護相談センター				19	16.8%										
ウイラコモンズ訪問看護ステーション				6	5.3%										
医療法人 喬成会訪問看護ステーションポラ				55	48.7%										
指定居宅介護支援事業所はまなす				6	5.3%										
秀友会介護保険ステーションふじ				18	15.9%										
訪問看護ステーションつぼみ				9	8.0%										
リハビリ特化型デイサービスカラダラボ石狩花川											203	22.3%			
きたえる一む花川											199	21.9%			
石狩市花川南老人デイサービスセンター											138	15.2%			
樽川デイサービスセンター四季彩館											135	14.9%			
石狩ふれあいほっと館介護センター指定介護事業所											73	8.0%			
ケアプランセンター社協いしかり											34	3.7%			
ジョイリハ札幌麻生											29	3.2%			
デイサービスセンターばんなんぐろ											24	2.6%			
ツクイ札幌屯田											17	1.9%			
通所介護デイドリーム											12	1.3%			
指定居宅介護支援事業所 まきた											7	0.8%			
デイサービスセンターおはな											6	0.7%			
デイサービスセンターさどおり											6	0.7%			
デイサービスだいち											6	0.7%			
リハビリ特化型3時間デイサービスBanbi											6	0.7%			
指定居宅介護支援センター トムデの里「花川」											6	0.7%			
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズエルサ											6	0.7%			
QOL向上センター希望のつばみ札幌北											1	0.1%			
デイサービスセンターらいふてらす石狩花川											1	0.1%			
医療法人 喬成会ふれあいクリニック指定通所リハビリテーション事業所													47	27.5%	
秀友会いしかり介護保険相談センター													43	25.1%	
老人保健施設オアシス21													40	23.4%	
サンピオース介護サービスセンター													30	17.5%	
介護老人保健施設プラッツホーム													6	3.5%	
三草会指定居宅介護支援事業所クラークケアマネセンター													5	2.9%	
特別養護老人ホーム石狩希久の園														5	45.5%

3. 石狩市厚田地域包括支援センター									
事業者名	サービス内訳								
	予防訪問介護 件数 占有率	予防訪問看護 件数 占有率	予防訪問リハ 件数 占有率	予防通所介護 件数 占有率	予防通所リハ 件数 占有率	予防短期入所 件数 占有率	予防福祉用具貸与 件数 占有率		
石狩ほっと館訪問介護事業所	19 100.0%								
訪問看護ステーションみのり札幌東		6 66.7%							
医療法人 喬成会訪問看護ステーションポプラ		3 33.3%							
厚田みよし園				38 80.9%					
デイサービスきたえるーむ恵庭				6 12.8%					
かときデイサービス				3 6.4%					
厚田みよし園						4 100.0%			
フランスベッド株式会社メディカル札幌営業所							15 55.6%		
株式会社エンパイアー(ホームヘルスケア事業部)							6 22.2%		
株式会社フロンティア札幌営業所							6 22.2%		
総計	19 100.0%	9 100.0%	0 0.0%	47 100.0%	0 0.0%	4 100.0%	27 100.0%		

4. 石狩市浜益地域包括支援センター									
事業者名	サービス内訳								
	予防訪問介護 件数 占有率	予防訪問看護 件数 占有率	予防訪問リハ 件数 占有率	予防通所介護 件数 占有率	予防通所リハ 件数 占有率	予防短期入所 件数 占有率	予防福祉用具貸与 件数 占有率		
石狩市訪問介護事業所はまます	30 88.2%								
ケアプランセンター あるふぁ	4 11.8%								
札幌心臓血管・内科・リハビリテーションクリニック			15 100.0%						
石狩市はまますデイサービスセンター				104 92.9%					
デイサービスセンター 幸福				6 5.4%					
医療法人社団五風舎 デイサービスセンター 美しが丘テラス				2 1.8%					
石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり						7 100.0%			
フランスベッド株式会社メディカル札幌営業所							66 56.4%		
株式会社エンパイアー(ホームヘルスケア事業部)							25 21.4%		
株式会社フロンティア札幌営業所							19 16.2%		
西出福祉サービス札幌							5 4.3%		
株式会社 北海道フレスト							2 1.7%		
総計	34 100.0%	0 0.0%	15 100.0%	112 100.0%	0 0.0%	7 100.0%	117 100.0%		

予防訪問介護	787	予防訪問看護	196	予防訪問リハ	15	予防通所介護	1796	予防通所リハ	355	予防短期入所	28	予防福祉用具貸与	836
--------	-----	--------	-----	--------	----	--------	------	--------	-----	--------	----	----------	-----

合計	4013
----	------

3. 総合相談・支援事業

①相談件数（延べ）

	花川北	南	北	厚	浜	合計
H23	1885	625		614	325	3449
認知症	260	9		16	9	294
虐待	45	0		6	0	51
成年後見等	101	0		0	0	101
消費者被害	3	0		0	1	4
H24	2059	608		644	340	3651
認知症	473	24		44	9	550
虐待	119	0		0	2	121
成年後見等	33	0		0	0	33
消費者被害	8	0		0	0	8
H25		857	790	656	274	2577
認知症		72	118	88	6	284
虐待		22	79	37	0	138
成年後見等		54	19	0	0	73
消費者被害		1	4	0	0	5
H26		936	911	463	309	2619
認知症		107	106	56	15	284
虐待		22	50	0	0	72
成年後見等		32	5	0	6	43
消費者被害		7	3	0	0	10
H27		1436	1267	291	324	3318
認知症		168	80	32	15	295
虐待		27	92	0	28	147
成年後見等		44	20	10	3	77
消費者被害		0	3	1	0	4

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

①ケアマネジャー支援件数

	南 H27	北 H27	厚田 H27	浜益 H27
相談延件数	14	32	21	0
担当者会議等出席	7	0	3	0
（再）地域ケア会議開催	7	2	0	0
ケース実件数	14	8	2	0
ケアマネ実件数	8	7	2	0

※浜益はほとんどのケアプランを包括兼務の直営の居宅で作成。再委託のため0件となっている。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

② 地域ケア会議個別ケース検討会（包括的・継続的ケア体制の構築）

		H26年度	H27年度
南	実施回数	11回	5回
	出席者数	延110人	延べ40名
	H27構成員	本人、家族、社協、民生委員、地域住民、介護サービス事業所、ケアマネジャー、施設管理者、医療関係者、市職員	
	H27内容	・精神障害者の徘徊への対応・地域での認知症の方を支える（病院受診支援）・認知症の疑いのある方と同居の家族支援・徘徊のある認知症高齢者の見守り体制の構築	
北	実施回数	16回	8回
	出席者数	延115人	延43人
	H27構成員	ご本人、ご家族、ケアマネジャー、障がい相談支援事業所、行政（高齢者支援課、保健推進課、福祉総務課）成年後見センター、精神科病院、民生委員児童委員、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会、町内会役員、高齢者クラブ役員、石狩市農協、弁護士	
	H27内容	精神疾患疑い・地域から孤立、多問題を抱えた世帯、判断能力が低下した独居高齢者、公営住宅での見守り支援体制構築、山間地における認知症徘徊者の見守りネットワーク構築、判断能力が低下した世帯の金銭管理、必要なサービス・医療拒否、軽犯罪を繰り返す高齢者支援	
厚田	実施回数	10回	3回
	出席者数	延13人	延11人
	H27構成員	民生委員、駐在員、郵便局員、介護支援専門員、社協、生活保護ケースワーカー	
	H27内容	認知症や金銭管理に関する話し合いが多い。その他に月に2回、厚田区内介護サービス事業所（5ヶ所）とケースについての検討・連絡会を実施している	
浜益	実施回数	5回（※浜ケアネットでの意見交換・情報共有）	
	出席者数	延29人	
	H27構成員	介護支援専門員（居宅介護支援事業所はまます、あいどまり、なごみ、はまますデイ、国保診療所）	
	H27内容	※地域ケア会議個別ケース検討会に該当する会議は開催していないが、区内の介護支援専門員で構成する「浜ケアネット」の中で、地域課題についての情報共有や意見交換を行っている。必要に応じて、関係職種とのケースカンファレンスを随時実施している。	

②平成２７年度石狩市地域包括支援センター
自己評価について

石狩市地域包括支援センター自己評価票

石狩市南地域包括支援センター 記入者: 阿部 泰三

別表④

1. 運営体制

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
		できている	できていない	
①	各年度の基本方針・運営方針・重点目標	○		H27年度の運営資料を職員が周知、協議の上で包括の運営方針をたてることで理解している。
②	配置職員	○		過年度の評価、地域課題を踏まえ、職員で協議し目標・事業計画を作成している。
③	24時間体制の確保	○		3職種配置。欠員は発生していないが業務量が多く補充を要している。
④	チームアプローチの確立	○		事業所から転送にて携帯電話にて24時間対応している。
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	○		3職種の専門性を重視。 ミーティングは全員で毎朝実施、カンファレンス、ケース会議は3職種の出席を必須。
⑥	施設環境	○		研修は積極的に参加。予算等も含め法人へ提示できている。内部研修は法人研修、伝達講習会、TQM活動等を実施。必要な職能研修への参加を促し、参加及び伝達する事でセンターのスキルアップを図る。
⑦	記録と情報管理	○		建物入り口にもや病室看板に掲示されている。建物内に相談室、会議室が設けられている。
⑧	地域住民に対する広報	○		相談記録等を5年保管。 センターは夜間は施錠、セキュリティ仕様。 保管庫は施錠、相談、会議の記録等はPCでのデータ管理及び議事録作成。
⑨	苦情への対応	○		回覧板を利用し年4回程度実施。
⑩	報告・届出書等	○		地域集會に出席した際には南包括で作成したチラシを配布する等を行い周知に努めている。 フロアチャートと苦情処理簿を活用するとともに、職員間で検討会議を行い再発防止に努めている。 届出は速やかに実施。 月例報告事項について、期日までに提出。 個別ケース検討会、高齢者虐待防止個別ケース会議等の記録を作成し2週間を目指して提出している。

実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている 一部できている できていない	
2. 総合相談	① 地域の高齢者の実態把握	○	石狩圏域、南地域、町内会単位での把握。 石狩圏域、南地域、町内会単位での把握。学区はなし。 地域ケア個別ケース検討会を実施、情報共有、対応策をもとに速やかな問題解決を図る。 既存のネットワークの要請に応じ、介護予防研修とや講話を実施。 総合相談に必要な社会資源の把握に努め、地域やさまざまな機関と連携・協働を行う事に関しては、まだ不十分なので今後も努力していきたい。 町内会、民生委員、高齢者クラブ単位で認知症サポーター養成講座の実施。SOSネットワーク会議、認知症地域支援推進ネットワーク会議への参加を行った。
	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。	
② 地域におけるネットワーク構築	○	○	認知症サポーター養成講座を実施。 SOSネットワーク会議に出席。 認知症高齢者に対し、相談内容に応じて専門医・専門機関の情報提供をするが、重症ケースの増加に伴い診断や入院、家族関係等の支援が困難なケースが発生し苦慮している。相談を受けた時点で重症化しているケースが多く、早期発見のため地域住民との連携が今後必要と考えている。
	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
③ 認知症高齢者等及び家族への支援	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
④ 初期段階の相談業務	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
⑤ 困難事例への対応	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。
	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談を受けた際は、訪問し直接話を聞くことを基本として適切な支援や継続的な見守り、問題解決を行っている。緊急性の有無を的確に判断し、関係機関への連絡も行い問題解決を行っている。相談内容は記録している。

3. 権利擁護

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 高齢者虐待事例への対応	○	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。 虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、市と連携し適切に対応している。 相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的な役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。 虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	
② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	○	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法を説明し、申立や契約が行えるように支援している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要となるケースや、既に活用しているケースに対し、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。 制度を広く普及させるための周知を行っている。	
③ 消費者被害への対応	○	地域における消費者被害の状況を把握している。 把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。 市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	○	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。 介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。 サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。 入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。 地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	
② 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	○	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。 電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。 居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。	
③ 介護支援専門員に対する支援	○	ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	

5. 介護予防

実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
できている	できていない	できている	できていない
○		基本チャエックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。	
		民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。	
	○	医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。	
	○	町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。	
○		高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。	
	○	必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。	
	○	普及啓発活動について記録している。	
	○		

【その他の取組】 ①医療機関との連携(札幌市・石狩市の医療機関62ヶ所に4包括のリーフレットを作成し訪問や送付) ②事例検討会の実施(支援困難なケースを抱える介護支援専門員に対し12回実施) ③市内地域サロンの訪問、意見交換実施 ④職員研修の参加・社会福祉士実習生の受け入れ	【総合評価】 概ね実施状況はできているが、詳細をしっかりと確認して、次年度も自己評価表を参考にセンターの基盤整備を図る。
【課題】 ①地域包括ケアや日常生活支援・総合事業の推進に向けて、市の方針を確認し地域包括支援センターの役割を果たす。 ②医療介護連携や認知症施策に対して、市の方針を確認し地域包括支援センターの役割を果たす。 ③地域に対して介護予防教室・普及啓発活動及び地域交流サロン、権利擁護の強化を図る。 ④業務量の増加に伴い職員の補充を依頼する。	【今後の取組など】 石狩市南地域において高齢化率は約25%(花川南28.1%、樽川8.6%)であり、市内では比較的緩やかな状況である。しかしながら、南地域でも、センターに寄せられる総合相談が急増し、疾患や認知症、ひとり暮らし、経済問題、地域の問題などで、迅速かつ丁寧な対応が求められている。高齢者のみならず、地域からの期待が高まっており、地域包括ケアの推進に努めていきたい。

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名: 石狩市北地域包括支援センター

記入者: 管理者 菊地弘毅 別表④

1. 運営体制

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない	
①	各年度の基本方針・運営方針・重点目標	当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。			石狩市の基本方針、運営方針に基づいて、当事業所の事業計画を策定している。また、計画策定の段階で、石狩市へ相談している。しかし、職員全員が同様に理解できていない。
②	配置職員	○	○	○	事業の重点項目については、過年度の評価をもとに設定している。
③	24時間体制の確保	○	○	○	三職種は欠員なく配置している。
④	チームアプローチの確立	○	○	○	時間外、休日の電話対応については、管理者の所持する携帯電話に転送されることになっており、電話相談も受け付けている。
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	○	○	○	全ての事業においてリーダーを置き、リーダーが専門性を生かしながらか全員をリードしている。月1回の所内会議を開催し、事業の進捗状況確認、事業所内の業務改善等を話し合っている。
⑥	施設環境	○	○	○	外部研修は、業務に関連する必要な研修は確保している。また、時間外、休日などは各職員が自己研鑽の範囲で参加した。(平成27年度は認知症をテーマとした研修に重点的に参加)
⑦	記録と情報管理	○	○	○	内部研修は、法人内研修に加えて、事業所内で月1回の事例検討会、月2回の認知症勉強会、月1回のケアプランニングを実施した。職員の一部が職能団体、月1回の各種研修会への参加、所内での伝達研修により資質向上を図っている。
⑧	地域住民に対する広報	○	○	○	センターの看板、案内表示は設置しているが、地域住民への分かりやすさという点では、不十分である。表示方法は今後検討する。相談室は所内に確保しており、プライバシーが守られている。また、必要時はりんくる内の会議室を借りている。
⑨	苦情への対応	○	○	○	利用者記録等、個人情報に関する記録については施設できる保管庫に収納し、不在時は施錠を徹底している。また、開設後3年間の記録は保管している。
⑩	報告・届出書等	○	○	○	会議は議事録作成、事業に関しては事業報告書を作成し、保管している。
		○	○	○	石狩市共通のリーフレットに加えて、センター独自の簡易版のリーフレットを作成し、地域住民向けの講話等において配布、周知を図っている。
		○	○	○	北包括担当エリアのお元気塾は全て訪問。右岸地区全ての単町会長、高齢者クラブ、に出向き、周知活動を実施した。
		○	○	○	受付した苦情については、全て報告書にまとめ、所内で情報共有し再発防止に努めている。また、石狩市へ報告している。
		○	○	○	事業変更届、運営方針に示された例月報告事項については適宜提出している。しかし、高齢者虐待防止会議の議事録は、提出までに2週間を超過することがある。
		○	○	○	地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。

2. 総合相談

実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
できている	一部できている	できていない	
① 地域の高齢者の実態把握	○		担当圏域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。
	○		統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。
② 地域におけるネットワーク構築	○		多職種や地域住民を参集する地域ケア会議個別ケース検討会を開催している。
	○		既存のネットワーク(民協定例会、町内会、老人クラブ等)を把握し、地域実情に応じた支援・協力体制を敷いている。
	○		総合相談支援に必要な介護・福祉・医療・保健・その他インフォーマルな社会資源を把握し、連携・協働している。
	○		民生委員、町内会役員等小地区のキーパーソンを対象に、認知症や高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している。
	○		認知症や虐待の疑いがあるケースに見守り支援ができるように、見守り体制づくりへの取り組みを行っている。
③ 認知症高齢者等及び家族への支援	○		地域住民に対して、認知症高齢者の理解のための啓発活動を実施している。
	○		認知症高齢者に対するインフォーマルな社会資源を把握し、必要に応じ相談者や関係機関に情報提供している。
	○		認知症高齢者が徘徊をした場合等の対応の仕組みを理解している。
	○		相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。
④ 初期段階の相談業務	○		地域からの幅広い相談に応じ、専門性を発揮した助言や支援を行っている。
	○		積極的に訪問活動をし実態の把握に努めるとともに、支援を必要とする高齢者を見出し適切な支援、継続的な見守りを行っている。
	○		的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。
⑤ 困難事例への対応	○		相談内容は全て記録化している。
	○		困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている。
	○		困難事例等について地域ケア会議個別ケース検討会を開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討・共有している。
	○		困難事例については、行政、ぶらっど、成年後見センター等、関係機関とのチームアプローチを基本に考え、個別ケース検討会を活用しながら情報共有、方向性の検討を行っている。

3. 権利擁護

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている 一部できていない		
① 高齢者虐待事例 への対応	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。		○		・H27年度虐待相談件数7件 ・虐待が疑われる相談が入った場合は、即、センター内で協議し、内容によって市へ通報、相談、報告に分けている。また、コア会議での判断をもとに役割分担し、行政と共に支援を進めている。 ・1件虐待者から分離となっている。 ・センター内で虐待マニュアルを共有しているが、職員全員が同様に理解できていない。 ・最終に至らずに支援が停滞しているケースもあり、ケース検討などによるスキルアップが課題である。
	相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的な役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。	○			
② 成年後見制度・ 地域福祉権利擁 護事業の活用促 進	虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	○			
	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。	○			・経済的な課題を含む相談については、日常生活自立支援事業の活用を検討してきた。成年後見センターへの相談、相談員との役割分担の中、困難ケースに対して支援している。 ・土地、家の売却など、法律的な助言を求めるため弁護士を地域ケア会議に参加してもらったりなど、連携しながら支援している。 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及啓発については、ケアマネなど、専門職からの相談に対しては、必要に合わせて制度利用を進めた。一方で、一般市民に対する周知は実施していない。
③ 消費者被害への 対応	成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対し、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。	○	○		・消費者被害の状況把握は、自ら情報収集は行っており、市から提供された情報にとどまっている。また、把握している情報は、給付管理しているケースへの注意喚起のみで、地域住民に向けて発信していない。 ・消費者被害として受けた総合相談は、保護課、ケアマネ等の関係機関と情報共有、見守り支援体制を作り、支援した。
	地域における消費者被害の状況を把握している。	○	○		
	把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。			○	
	市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	○			

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている 一部できていない		
① 包括的・継続的 ケアマネジメント 体制の構築	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。	○			・インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)とは、総合相談を通じて連携している。 ・障がい相談支援事業所と介護支援専門員が相談しあえる関係になるよう研修会を企画し実施した。
	介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。	○			・サービス事業所と居宅介護支援事業所の連携に向けた取り組みは実施していない。 ・医療機関への入院時、地域ケア会議を開催したケースが1件。病院MSWとの連携の中で支援した。
② 地域のインフォーマル サービスの連携体制づく り	サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。		○		
	入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。	○			自分達がかかりを持った町内会については見守り支援、サロンなど情報収集したが、担当地域の把握には至っていない。
③ 介護支援専門員 に対する支援	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。		○		・地域の介護支援専門員からの相談は少しずつ増えてきており、相談内容に応じて情報提供、地域ケア会議の開催等で支援している。 ・介護支援専門員からの相談は、電話、来所相談が主で、メール、文章での相談はない。また、相談連絡票等の工夫は行っていない。 ・平成25年に居宅介護支援事業所訪問を実施したが、それ以降の計画的な訪問はなく、個別ケースを通じて中でコミュニケーションをとっている。 ・地域ケア会議の分析の中からテーマを設定し、年2回の研修会を開催した。
	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。	○			
	電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。		○		
	居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。		○		
	ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	○			

5. 介護予防

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない	
① 二次予防事業対象者の情報収集	基本チャエックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。	○			・お元氣塾、サロンでのチャエックリスト実施。総合相談においても、予防事業の可能性あるケースは、介護保険申請の前に事業、インフォーマルサービスの紹介をしている。
	民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。	○			・町内会、老人クラブにおいても、戸別訪問をきっかけに地域人脈を作り、集団に対してはチャエックリストを実施することでハイリスク者の把握を行った。
	医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。			○	・医療機関、介護保険事業所に対しては、二次予防事業対象者把握のためのアプローチはしていない。
	町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。	○			・町内会、高齢者クラブ、地域サロンにおいて、「介護保険制度」、「認知症予防」、「介護予防」等をテーマに講話を実施、その中で地域包括支援センターの周知を行っている。また、事業内容については、報告書として記録している。
② 介護予防普及啓発	高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。	○			・介護予防教室を計画、開催まで取り組んだが、評価が次年度以降の課題である。
	必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。	○			
	普及啓発活動について記録している。	○			

【その他の取組】

【総合評価】

- ・戸別訪問を実施したことと地域の実情を知ることができ、町内会、高齢者クラブ役員等の地域人脈構築につながった。このネットワークを今後、事業の中でどのように生かしていくかは課題と考える。
- ・増加する総合相談は、多問題を含んでおり、地域のケアマネジャー、ぶろつぷ、成年後見センターなど、様々な機関との連携が必須となっている。今年度は地域ケア会議個別ケース検討会を中心に課題解決、支援体制作りを行った。その中で、包括職員のスキルアップと共に地域を支えるケアマネジャーの資質向上が総合相談への対応力を向上させるために欠かせないと考える。今後、ケアマネ支援も課題として考える。
- ・認知症の普及啓発を目的に、地域の様々な集まりの中で講話を実施してきた。今後、地域の中での見守りネットワークを広げる為にも企業や関係機関へ認知症サポートー養成講座を実施していく。

【課題】

1. 戸別訪問を通じてネットワークづくり、地域住民と考える地域課題
2. 医療と介護の連携
3. 認知症対策
4. ケアマネ支援
5. 地域の企業、関係機関との連携強化
6. 複雑化する総合相談に対応できるよう職員のスキルアップ

【今後の取組など】

1. 戸別訪問を通じてネットワークづくり、地域住民と考える地域課題
- ・右岸地区において、地域住民と実情に合わせた意見交換を行う
2. 医療と介護の連携
- ・行政のリーダークラスのもと、地域包括としての動きも統一していく。
3. 認知症対策
- ・地域住民に向けた「認知症予防」の普及啓発
- ・認知症サポーター養成講座の開催
4. ケアマネ支援
- ・ケアマネの資質向上に向けた研修会の企画、開催
5. 地域ケア会議を活用し、企業、関係機関との連携強化
- ・JA、交番、新聞販売店、郵便局、消防等、地域にある関係機関と強固な連携を計る
6. 職員の資質向上
- ・事業所内での事例検討会、法人内研修、ケアプラン点検の実施
- ・外部研修への参加

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名: 石狩市厚田地域包括支援センター

記入者: 富木えり子

別表④

1. 運営体制

			実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	できていない	
①	各年度の基本方針・運営方針・重点目標	当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。 運営にあたり過年度の評価や地域課題を踏まえた重点目標を設定し事業計画を作成している。	○		各方針とも職員に理解されている 毎年、保健予防事業と合わせて評価及び計画を作成している
②	配置職員	いわゆる三職種が配置されている。欠員が生じた場合も業務に支障をきたさぬよう、臨時的処置を講じている。	○		今年度は非常勤職員の社会福祉士が配置され、三職種で協力して、業務にあたることができた
③	24時間体制の確保	相談窓口としてのセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある。	○	○	緊急で相談がある時は携帯電話を所持。それ以外での緊急連絡は近隣住民から個人的に連絡がくる
④	チームアプローチの確立	各専門職がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている。 センター内の会議やミーティングを定期的に開催し、情報を共有している。	○		毎朝、ミーティングで情報共有や援助方針の検討を実施している。また、2週間に1回、ケース検討会を行い介護サービス事業所の職員の意見を聞いている
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	外部研修への機会を確保している。 内部研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している。 各専門職職能研修等を通じて、職員の資質向上を図っている。	○	○	外部研修や会議内容を参加した職員が、復命書としてまとめ、他の職員に研修内容を伝える
⑥	施設環境	高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている。 利用しやすいやさやプライバシーが守れるような相談場所の確保に努めている。	○		地域住民にわかりやすいように案内表示などがされている。相談室が2箇所あり、必要時はそこで面談する
⑦	記録と情報管理	相談記録を適切に管理し、定められた保存年限を守っている。 地域包括支援センターが施錠できるようにしている。または、施錠可能な保管庫を持ち、得られた個人情報適切に管理している。 相談、会議録等の内容は全て記録化している。	○		相談記録や会議録などは記録し、鍵のかかる棚で保存年限まで、保存されている
⑧	地域住民に対する広報	センターの案内リーフレット・チラシを作成、配布し、住民への周知を図っている。 地域の会合、小組織、団体等に出向き、職員が直接周知活動を行っている。	○		地域包括支援センター便りなどで周知している 各高齢者クラブや民生委員協議会会議などで周知している
⑨	苦情への対応	苦情受付、対応、記録、報告までの体制を整備し、職員が理解している。 届出事項に変更があった際、速やかに事業変更届出書を提出している。	○		苦情対応は市の規定に従い実施することを職員が理解している
⑩	報告・届出書等	地域包括支援センター運営方針に示す例月報告事項について、期日までに提出している。 地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。	○		届出については、必要時に提出している。

2. 総合相談

総合相談		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
①	地域の高齢者の 実態把握	担当圏域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。	○		担当地域の高齢者人口や特性を把握している
		統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。	○		担当地域の地区別・年齢人口数や出生・死亡(原因)などの地区状況を把握している
②	地域におけるネット ワーク構築	多職種や地域住民を参集する地域ケア会議個別ケース検討会を開催している。	○		今年度は個別ケースのために参集はしていないが、厚田区内の各サービス事業所担当者による定期的な話し合いを持ち、厚田地域の情報提供や個別ケースへの援助方法の検討などを実施している。また、厚田地域の民生委員の会議に3回出席し、見守りマップ作成やゲートキーパー研修、包括支援センターの役割についてなどの説明を行っている。また、各地区の高齢者クラブへ21回行き、認知症高齢者への支援や講演などを実施し、情報提供や学習の機会の確保をおこなっている。
		既存のネットワーク(民協定例会、町内会、老人クラブ等)を把握し、地域実情に応じた支援・協力体制を敷いている。 総合相談支援に必要な介護・福祉・医療・保健・その他インフォーマルな社会資源を把握し、連携・協働している。 民生委員、町内会役員等小地区のキーパーソンを対象に、認知症や高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している。 認知症や虐待の疑いがあるケースに見守り支援ができるように、見守り体制づくりへの取り組みを行っている。	○		
③	認知症高齢者等 及び家族への支 援	地域住民に対して、認知症高齢者の理解のための啓発活動を実施している。	○		高齢者クラブで認知症予防についての情報提供を実施した。また、厚田地域の民生委員会や介護サービス事業所との会議の中で、認知症高齢者の状況や厚田地区で利用できるサービスについて説明している。包括職員はSOSネットワークなどの認知症高齢者が徘徊した際の対応の仕組みについては理解している。ただ、認知症高齢者の家族に対して、徘徊する前の段階でSOSネットワークなどの説明していくとよかった。厚田地区はへき地であるため、協力できる事業所が限られている。今後は対象者に合わせた独自のネットワークや支援が必要と考えている。
		認知症高齢者に対するインフォーマルな社会資源を把握し、必要に応じ相談者や関係機関に情報提供している。 認知症高齢者が徘徊をした場合等の対応の仕組みを理解している。 相談内容に応じて専門医・専門機関の情報提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。	○		
④	初期段階の相談 業務	地域からの幅広い相談に応じ、専門性を発揮した助言や支援を行っている。 積極的に訪問活動をし実態の把握に努めるとともに、支援を必要とする高齢者を見出し適切な支援、継続的な見守りを行っている。 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。 相談内容は全て記録化している。	○		今年度は個別ケースのために参集はしていないが、厚田区内の各サービス事業所担当者による定期的な話し合いを持ち、厚田地域の情報提供や個別ケースへの援助方法の検討などを実施している。また、厚田地域の民生委員の会議に3回出席し、見守りマップ作成やゲートキーパー研修、包括支援センターの役割についてなどの説明を行っている。また、各地区の高齢者クラブへ21回行き、認知症高齢者への支援や講演などを実施し、情報提供や学習の機会の確保をおこなっている。
		困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている。 困難事例等について地域ケア会議個別ケース検討会を開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討・共有している。	○		困難事例に対しては必要に応じて、訪問などを行っている。
⑤	困難事例への対応		○		個別ケースについては、関係者が集まって今後の方向性を検討、支援している

3. 権利擁護

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
高齢者虐待事例への対応			
①	○	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。 虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、市と連携し適切に対応している。 相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的な役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。 虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	平成27年度は虐待についての相談はなかったが、虐待予防のために地区の民生委員や介護サービス提供事業所と地域の状況について情報共有している
②	○	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法等を説明し、申立や契約が行えるように支援している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対し、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。	平成27年度は社会福祉士が中心となり、関係機関と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業をすすめていくことができた。また、包括支援センターだよりや高齢者クラブでの講話、民生委員会などで、制度についての紹介を行っている
③	○	地域における消費者被害の状況を把握している。 把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。 市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	各高齢者クラブや介護予防事業で、消費者被害について、得た情報は、地域包括支援センター便りや各介護予防事業参加者への注意喚起、民生委員への情報提供などで利用している。今後は厚田区で消費者被害が起こった際には高齢者支援課などにも、速やかに連絡していく

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築			
①	○	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。 介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるような支援している。 サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるような支援している。 入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。	今年度は駐在所や消防署に行き、地域での情報共有やお互いの役割について確認を行っている。居宅介護支援事業所が担当しているケースについての相談もあるため、地域の関係機関との連絡調整を実施している。 地域ケア会議などは実施していないが、必要なケースはその都度、医療機関や介護保険事業所、民生委員等の担当者で話し合っている
②	○	地域のインフォーマルサービスの連携体制づくりの整理・更新を行っている。	厚田支所社会福祉協議会や各地区ボランティア、厚田区内のNPO団体と話しあい、情報を共有している
③	○	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。 電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。 居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。 ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	2週間に1回、介護支援専門員と介護サービス事業所での会議を定期的に開催し、ケースの情報共有や今後の支援の方向性について、一緒に検討している。また、随時、電話や面談で介護支援専門員と必要な情報を共有し一緒に支援している。また、2ヶ月に1回、居宅介護支援事業所を訪問している

5. 介護予防

実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
できている	一部できている	できている	一部できている
○		各地区の高齢者クラブや介護予防事業、実態把握調査などで基本チェックリストを実施している。介護サービス利用者以外の方も、必要な時は厚田区内の病院へ行き、月に1回程度必要ケースについて医師や看護師と協議会共有している。厚田地区の住民生活や社会福祉協議会からの情報を得やすい環境にあるため、各関係機関に対しての情報共有ができようとしている	
○		各地区の高齢者クラブで、定期的に講和と健康相談を実施している。そのなかで、介護予防のための説明や地域包括支援センターの普及啓発などをパンフレットなどを用いて実施している。また、希望があった高齢者クラブでは、毎月、体操と脳トレーニング、講話、健康相談を実施している。これらの活動については毎回、決定書と報告書をしている	
○			
○			
○			
○			
○			

基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。

民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。

医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。

町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。

高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。

必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。

普及啓発活動について記録している。

【総合評価】		【今後の取組など】	
地域での情報共有や介護予防を重視して活動を実施した。そのため、要支援者や相談ケース以外の方への訪問などを行い、地域の状況把握に努めた。包括支援センターとして、得た情報については「地域包括支援センター便り」や介護サービス事業所との定期的な会議、高齢者クラブでの講話などで、情報を提供している。また、今年度は駐在所や消防署に行き、情報共有やお互いの役割について確認を行った。居宅介護支援事業所が担当しているケースについても、厚田支所への相談や情報提供があり、地域の関係機関との連絡調整を実施している		今後も介護予防事業の実施を通して、要介護状態の予防と介護予防事業のボランティアやスタッフの確保を通して、地域の人材育成をすすめる。また、既存の地域での支えあい活動が促されていくようにボランティアスタッフや民生委員、NPO法人など地域住民と連携をはかり、高齢者の生活を支えるための方法を一緒に考えていく。 平成28年度は、非常勤社会福祉士が退職したため、保健師3名で進めていくことになる。住民に不利益がないように福祉担当者など連携をはかり、権利擁護事業などをすすめていく	
【その他の取組】 <介護予防事業> (1)転倒予防教室 : 28回 (2)いきいきリハビリ(閉じこもり予防事業) : 36回 (3)脳の健康教室(認知症予防事業) : 24回 (2)(3)の事業は、要介護状態の予防と地域でのボランティア育成を目指している <介護予防や健康づくりについての講話・健康相談> (1)各地区の高齢者クラブ実施 : 21回、248人 (3)女性の集いでの「講演」 : 1回、19人 <その他> (1)実態把握調査 : 47件 (3)ケースの情報交換会議 : 24回 (2)厚田地域包括支援センター便りの発行 : 4回		【課題】 厚田地区では人口減少とともに、高齢者の生活を支える資源の減少がある。このため、H27年度の相談内容に厚田地区の商店減少、人工透析患者の通院送迎サービスがなくなる地域が出るなど、自家用車を運転できない高齢者が今後、どのように生活をしていくかという相談があった。このような高齢者を支えるボランティアなどの人材も人口減少とともに減っており、高齢者の生活を支えるための仕組みを考えていくことが必要となっている。 また、疾患が重症化し、バスによる通院が困難となったという相談もあり、医療の確保や疾患の重症化予防のため相談や情報提供をおこなっている。厚田地区の地域包括支援センター職員は、保健予防事業との業務になるため、乳幼児から高齢者まで全ての年代を対象とおり、家庭訪問時に家族全員の状況や地区全体の状況がわかりやすいという利点がある。しかし、地域包括支援センターとして、高齢者支援に特化した活動や職員がどのような場で支援をおこなっているかが、住民に理解されにくい。地域包括支援センターの周知と地域包括支援センターとしての機能を十分に果たせるように、高齢者支援課や他包括支援センターと連携していく	

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名:石狩市浜益地域包括支援センター

記入者:小島香織

別表④

1. 運営体制

		実施状況(達成度)	補足説明欄	
			できている	できていない
①	各年度の基本方針・運営方針・重点目標	○	当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。	・基本方針・運営方針が示された際に、職員各自が目を通し理解に努めている。 ・事業計画作成の際には、毎年重点目標を設定し評価を実施している。
②	配置職員	○	いわゆる三職種が配置されている。欠員が生じた場合に業務に支障をきたさぬよう、臨時的処置を講じている。	・保健師、社会福祉士を配置。万が一欠員が生じた場合は、対応について相談する体制を整えている。
③	24時間体制の確保	○	相談窓口としてのセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じ体制がある。	・祝祭日や夜間等、センターに電話があったときは、支所警備室から職員へ連絡してもらうよう体制を整えている。
④	チームアプローチの確立	○	各専門職がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている。	・職員間で必要に応じてミーティングを行うとともに、毎月予定表の作成を行い情報共有に努めている。また、月初めに保健部門とのミーティングに出席している。
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	○	外部研修への機会を確保している。	・管内で行われる包括支援センター職員研修や、市内の研修会等にて参加するよう努めている。
⑥	施設環境	○	内部研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している。	・支所窓口に事務所の案内表示を掲示している。事務所の周りに周囲を仕切られている相談室がないため、上階にある会議室等で相談を受けたり電話をかけたたりすることがある。
⑦	記録と情報管理	○	各専門職職能研修等を通じて、職員の資質向上を図っている。	・総合相談等の記録は、随時システムに入力を行っている。また、パソコンは施錠できるロッカーに保管し管理している。
⑧	地域住民に対する広報	○	相談記録を適切に管理し、定められた保存年限を守っている。	・独自のリーフレットは作成していないが、市内四包括の案内リーフレットを活用した。
⑨	苦情への対応	○	地域包括支援センターが施錠できるようになっている。または、施錠可能な保管庫を持ち、得られた個人情報適切に管理している。	・苦情受付の事例はないが、発生した際には速やかに職員・センター長に報告できるような体制を整えている。
⑩	報告・届出書等	○	相談、会議録等の内容は全て記録化している。	・届出事項の変更はなかったが、発生した際は速やかに変更届出書の提出が必要であることを職員が理解している。
		○	センターの案内リーフレット・チラシを作成、配布し、住民への周知を図っている。	・虐待疑い事例のコア会議を1回実施した。議事録を作成し高齢者支援課まで合議を行った。
		○	地域の会合、小組織、団体等に出向き、職員が直接周知活動を行っている。	
		○	苦情受付、対応、記録、報告までの体制を整備し、職員が理解している。	
		○	届出事項に変更があった際、速やかに事業変更届出書を提出している。	
		○	地域包括支援センター運営方針に示す例月報告事項について、期日までに提出している。	
		○	地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。	

2. 総合相談		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない	
①	地域の高齢者の 実態把握	担当圏域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。		○	・毎年度当初には、浜益区の人口や高齢者数等の情報を把握するようにしている。 ・市のホームページに掲載されている統計情報で把握している。
②	地域におけるネット ワーク構築	統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。 多職種や地域住民を参集する地域ケア会議個別ケース検討会を開催している。 既存のネットワーク(民協定例会、町内会、老人クラブ等)を把握し、地域実情に応じた支援・協力体制を敷いている。 総合相談支援に必要な介護・福祉・医療・保健・その他インフォーマルな社会資源を把握し、連携・協働している。 民生委員、町内会役員等小地区のキーパーソンを対象に、認知症や高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している。 認知症や虐待の疑いがあるケースに見守り支援ができるように、見守り体制づくりへの取り組みを行っている。		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・地域にある既存のネットワークや社会資源について把握している。必要に応じて相談したり連携・協力をお願いしている。困難事例に対する個別のケース検討会議は昨年度なかったが、必要時間関係職種を招集して開催できる体制がある。 ・浜益区は地域での見守りが根付いている地域ではあるが、認知症サポーター養成講座や生き生き通信の紙面の中で、見守りや声かけの大切さを伝えている。
③	認知症高齢者等 及び家族への支 援	地域住民に対して、認知症高齢者の理解のための啓発活動を実施している。 認知症高齢者に対するインフォーマルな社会資源を把握し、必要に応じ相談者や関係機関に情報提供している。 認知症高齢者が徘徊をした場合等の対応の仕組みを理解している。 相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。		○ ○ ○ ○ ○	・区民を対象に認知症サポーター養成講座を行い、認知症の理解と地域での見守りの必要性についての啓発を行った。
④	初期段階の相談 業務	地域からの幅広い相談に応じ、専門性を発揮した助言や支援を行っている。 積極的に訪問活動をし実態の把握に努めるとともに、支援を必要とする高齢者を見出し適切な支援、継続的な見守りを行っている。 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。 相談内容は全て記録化している。		○ ○ ○ ○	・窓口への来所、電話での相談を受付後は、速やかに訪問を行い詳しい状況の把握を行っている。また、後期高齢者の実態把握調査を重点項目として継続して実施しており、支援・見守りの必要性を確認している。相談内容や緊急連絡先等は包括支援システムに入力を行い、必要時すぐに確認できるようにしている。
⑤	困難事例への対応	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている。 困難事例等について地域ケア会議個別ケース検討会を開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討・共有している。		○ ○	・関係機関等への情報収集を行うとともに、なるべく訪問で詳細が確認できるように努めている。 ・困難事例に対する個別のケース検討会議は昨年度なかったが、必要時間関係職種を招集して開催できる体制がある。

3. 権利擁護

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 高齢者虐待事例への対応	○	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。 虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、市と連携し適切に対応している。 相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。 虐待者からの分離が必要な事例は必要に応じて報告・連携できる体制となっている。	・虐待や虐待疑いのケースに関しては、必要に応じて高齢者支援課と連携しながら対応を行うように努めている。 ・虐待者からの分離が必要な事例は必要に応じて報告・連携できる体制となっている。
② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	○	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法等を説明し、申立や契約が行えるように支援している。 成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対し、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。 制度を広く普及させるための周知を行っている。	・センター内でカンファレンスを行い、必要性や関係機関への相談について判断している。昨年度は成年後見制度(市長申し立て)を利用したケースが一件あり、関係機関と連携しながら対応した。周知は折に触れて行っているが、どんな時に必要な制度なのか、包括支援センターの役割と合わせて区民への周知を強化する必要性を感じている。
③ 消費者被害への対応	○	地域における消費者被害の状況を把握している。 把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。 市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	・毎月各地区で実施している転倒予防教室で、消費者被害の話題提供と被害の有無について確認した。昨年度はなかったが、事例が発生した場合は、市長メモで報告する体制となっている。また、広報誌(生き生き通信)に消費者被害防止の特集を掲載し区民への普及啓発を行った。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	○	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。 介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。 サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。	・居宅介護支援事業所を兼務しており、一体的にサービス提供を行っている。 ・入退院、入退所時に関係職種に同席してもらいケースカンファレンスを実施している。
② 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	○	入退院、入退所等に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。 地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	・把握はしているが文章化されていないため、今後整理を行っている。
③ 介護支援専門員に対する支援	○	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。 電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。 居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。 ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	・居宅介護支援事業所を兼務しており、一体的にサービス提供を行っている。 ・区内のサービス事業所や介護保険施設に勤務しているケアマネの有資格者を対象に、定期的な連絡会(浜ヶアネット)を設け、情報共有や学習会の企画開催を行っている。

5. 介護予防

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている できていない		
① 二次予防事業対象者の情報収集	基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。	○		・転倒予防教室の中で基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者の把握を行っている。また、診療所や保健分野の職員から対象者の情報をもちょうともあり、アプローチの際に連携しながら行っている。	
	民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。	○			
② 介護予防普及啓発	医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。	○			
	町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。	○		・月1回、区内8箇所で開催した転倒予防教室を開催している。昨年度は述べ87回、672名が参加した。年度当初に実施計画、年度末に評価の報告を行っている。教室の中で、生きがいづくり学園等の介護予防事業や認知症サポーター養成講座の参加勧奨を実施した。サポーター養成講座の中で、四包括のPRリーフを配布している。	
	高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。	○			
	必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。	○			
		普及啓発活動について記録している。	○		

【その他の取組】

【総合評価】

・ほぼ達成できている項目が多かった。転倒予防教室や生き生き通信の発行を毎月継続して実施することで、介護予防の必要性や包括支援センターの役割について周知をはかっている。また、保健・医療・福祉分野と連携・協働しながら、個別支援にあたることができている。

【課題】

・権利擁護関係の相談や対応が必要なケースが、ここ2～3年の間に数件発生している。高齢者虐待や成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用など、地域住民への周知を強化する必要がある。
・居宅介護支援事業所を兼務しており、現在の職員体制で新規の取り組み等包括の業務量を拡大することが難しい。

【今後の取組など】

・生き生き通信の中で、権利擁護をテーマに特集を組み、地域住民への周知を図る。
・転倒予防教室は保健分野から1名協力をお願いしており、今後もその体制を継続する。毎月の予定表作成を継続し、訪問や事業のスケジュール調整を行うことで業務の効率化に努める。

③平成２７年度事業実績報告について

平成27年度 事業の評価

＜重点項目＞

1. 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中、介護を必要とする高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるように、石狩市の地域包括ケアシステム構築のための検討を重ね、関係機関との連携強化をしながら有効的な仕組みづくりを行う。

平成27年度の新規相談件数は178件、延べ件数は1,436件に達し、従来の介護保険関係の他、認知症や精神疾患、孤独死の課題も表面化した。地域包括ケアを推進する南包括の取り組みとしては、個別ケース対応、地域ケア会議、広報活動、研修会の企画等を行っているが、地域住民が安心して暮らせるように今後も一層の取り組みが必要である。

2. 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業移行に向けて、住民が主体的に参加し自らが担い手になっていくような地域づくりができるようにケアマネジャーや民生委員等の協力を得ながら石狩市の社会資源や地域の実情を把握する。

ケアマネジャーや民生委員の意見交換や地域サロンの訪問など石狩市の社会資源や地域の実情について調査し、円滑な総合事業の移行について学習した。総合事業に関する問い合わせも増えており、市の方向性が決まれば、地域包括ケアや予防介護事業を実施する包括の立場として協力していきたい。

1. 総合相談事業

(1) 地域包括支援センターの周知

前年に引き続き、南地域（花川南・樽川・花川）にて回覧板（約600枚）での広報活動を2回（27年7月、12月）実施。認知症予防、権利擁護を紹介する内容を掲載した。

また、本年度より石狩4包括のチラシを作成し配布やあいボードの掲示も実施した。また、南包括からの提案にて11月より広報いしかりに地域包括支援センターが掲載され、市民からの相談を受けている。

(2) 民生委員との関わり

毎年、花川第1・2民生委員協議会の会合にて地域包括支援センターの役割を紹介させていただいている。民生委員からの新規相談は年間23件あり、地域ケア会議個別ケース検討会への出席も頂いている。民生委員さんの悩みとして、独居や認知症の関わり方、孤独死のケース対応などがあり、南包括と協力して関わる機会が増えた。

○平成27年5月20日 花川第2地区民生委員協議会で研修

「地域包括ケアを目指して」 28名参加

○平成27年9月16日 花川第1地区民生委員協議会で研修

「地域包括支援センターの役割」 22名参加

(3) 医療機関との連携強化

地域高齢者が安心して退院できるように、札幌市・石狩市の医療機関62ヶ所に石狩市4地域包括支援センターを紹介しリーフレットを作成し、訪問や送付し大変分かりやすいと好評を頂いた。医療機関からの新規相談は年間28件で、急性期病院からのガン末期や独居高齢者の在宅サービスの調整が多かった。また、在宅で問題となる重度の認知症高齢者のケース対応を実施した一方で、受け入れてくださる精神科の医療機関を探すことに苦慮したため医療機関の特徴を掴みながら地道に関係作りを進めた。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待対応（随時）

高齢者虐待対応について「石狩市高齢者虐待相談対応の流れ」に沿い、速やかに事実確認、会議、対応ができるように『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための高齢者虐待の手引き』を活用した。南包括では、虐待認定5件のケースに対応し終結した。

○平成27年9月3日 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク全体会議出席

(2) 成年後見・日常生活支援事業・消費者被害（随時）

高齢者の権利が守られ、ケース支援が終結されるように、市内弁護士、司法書士、後見センター等の機関と連携を図り対応した。

○平成27年4月23日 第1回石狩市権利擁護連携会議出席

○平成27年9月4日 第1回石狩市成年後見センター運営委員会出席

○平成27年7月31日 第2回石狩市権利擁護連携会議出席

○平成28年2月26日 第3回石狩市権利擁護連携会議出席

○平成28年3月24日 第2回石狩市成年後見センター運営委員会出席

3. 包括的・継続的マネジメント

(1) 地域ケア会議個別ケース検討会

地域包括ケア推進のためセンター主催の個別ケース検討会を5回開催し個別課題の解決に取り組んだ。しかしながら、個別ケース検討会を積み重ねる中で、地域課題を明らかにし専門部会（地域ネットワーク会議）までに提案するまでには至らなかった。

(2) 事例検討会

石狩市南地域に居住する高齢者を担当する介護支援専門員の支援困難ケースに対し、センター内において事例検討会を12回開催し適切な支援を実施した。

事例を提出されたケアマネジャーからは好評を頂いた。

(3) 石狩市地域包括支援センター研修会の実施(年2回)

石狩市民に関わる介護支援専門員及び介護サービス事業所等職員を対象に、石狩市北地域包括支援センターと合同で研修会を開催した。

○平成27年9月24日 「障がい相談支援事業所との顔の見える関係づくり」

講師 市内障がい相談事業所 53名参加

○平成27年2月16日 「高齢者虐待防止法について」

講師 弁護士 水沼 功氏 146名参加

4. 介護予防ケアマネジメント

(1) 一次予防事業

○平成27年 4月20日 サロンひかり 10名参加

○平成27年 7月16日 花川中央会館おげんき塾 17名参加

○平成27年 8月 9日 老健オアシス21共催① 4名参加

○平成27年 8月23日 老健オアシス21共催② 13名参加

○平成27年 9月13日 老健オアシス21共催③ 11名参加

○平成27年12月20日 第4町内会せせらぎ 60名参加

○平成28年 3月19日 サロン エルサ 11名参加

(2) 二次予防事業

石狩市二次予防実態把握事業(基本チェックリスト)

実績 150名実施

(3) 指定介護予防支援事業

平成27年度の給付実績総数は、2,968件で前年度より318件増加。直接担当件数は2,449件、委託519件となっているが、委託をお願いできる居宅介護支援事業所が減っていることもあり、業務量が限界となってきた現状にて職員の増員を要望しているが未定となっている。

○委託事業所数(3月) 14事業所(31件)

5. その他

(1) 認知症施策

○石狩市認知症ケアパスワーキングに参加 7回開催

<認知症サポーター養成講座開催>

○平成27年 9月11日 社会福祉法人パートナー 14名参加

○平成27年10月17日 花川南第5地区社会福祉協議会 16名参加

(2) 地域福祉の推進

○平成28年1月25日 花川南第1地区地域福祉懇談会出席

○平成28年2月 2日 花川南第2地区地域福祉懇談会出席

(3) 地域サロンの訪問

- 平成28年1月16日 地域交流サロン エルサ
- 平成28年2月3日 サロン 元気の会
- 平成28年2月9日 サロン 銀河

(4) 職員研修・実習生の受け入れ

厚生労働省や道、市、社会福祉士会等が主催する地域包括ケア、地域ケア会議、総合事業、高齢者虐待対応等の研修会および地域の勉強会に参加した。また、将来、社会福祉士を目指す学生に対して、社会貢献活動の一環として実習を受け入れた。

- 平成27年8月 6日 石狩振興局管内地域包括支援センター研修参加
「地域で暮らす」を支援する
- 平成28年2月19日 石狩振興局管内地域包括支援センター研修参加
「認知症高齢者を取り巻く地域のネットワーク」

- 平成27年8月10日～9月11日 北星学園大学 社会福祉学部 1名
- 平成27年9月14日～10月23日 北海道医療大学看護福祉学部 1名

平成 27 年度 事業の評価

＜重点項目＞

「総合相談」「認知症対策」を事業運営の重点に置く。地域において戸別訪問を実施することで住民の生活を知り、実情に合わせた社会資源を住民と共に考える。また、「認知症」を足がかりに地域に積極的に向かい、住民と顔の見える関係を作る。事業所内部においては、研修に力を入れ、職員全員が地域からの相談に適切に対応できる力を身に付ける。

＜評価＞

昨年度に引き続き、「地域を知る」ことを目的に戸別訪問を実施した。戸別訪問することで、各町内会・高齢者クラブ役員の皆様と地域の実情をふまえた意見交換ができた。地域包括支援センターの役割周知、総合相談、地域ケア会議、地域住民向けの認知症サポーター養成講座など、地域支援へと展開することができた。事業所職員の総合相談のスキルアップについては、事業所内外の各種研修会参加、事例検討会を実施した。

1. 総合相談事業

(1) 総合相談を通じて地域の関係機関と日常的に相談できる関係を作る

- ①地域ケア会議個別ケース検討会 8 回実施。特に右岸地区では、会議に民生委員、町内会会長等、地域住民のほか、新たに地域性に合わせた関係機関として J A いしかりの参加・協力を得た。相談者が住む地域に支援のつながりができた。
- ②民生委員・児童委員とは、個別ケースを通じて情報交換する機会を増やすことで、地域からの相談をつないでくれるケースが増えてきている。

(2) 地域支援としての取り組み

単位町内会ごとに戸別訪問を実施（実績：八幡町内会 4 件、北 6 条町内会 58 件、わかば地区：9 件）。目標地域である右岸地区において、地域人脈（地域の鍵となる人・組織等）を作り、ネットワーク構築の足がかりになった。

(3) 職員の資質向上に取り組む（地域からの個別相談に対応できる能力を身に付ける）

- ・今年度は、「認知症」をテーマに各種研修会へ参加、勉強会を行う
- ・事業所内事例検討会：月 1 回開催
- ・石狩市主催の研修会（地域ケア会議全体会等）への参加
- ・石狩市介護支援専門員連絡会研修会に参加
- ・手稲区介護支援専門員連絡協議会定例会、手稲区在宅ケア連絡会に参加
- ・石狩、北広島、恵庭、苫小牧地区の地域包括支援センターと「介護予防・日常生活支援総合事業」をテーマに自主的勉強会を 3 回開催

(4) 地域包括支援センターの周知

○平成 27 年 10 月 24 日市民講演会開催 来場者 123 名

「おせっかいが地域力を高める！おらがまちで暮らすために私達ができること」

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

①新規高齢者虐待相談件数 10件

相談を受けた全ケースについて市へ通報・相談し、支援方針を協議、役割分担をした上で支援を開始した。早期に事実確認対応ができ、スムーズに初動期対応を行うことができた。また、支援継続により虐待終結につながったケースもあった。

②高齢者虐待防止及び障がい者虐待防止ネットワーク会議（全体会議）に参加

石狩市の横断的（高齢者・障がい者・DV等）な会議であり、警察・消防・弁護士など幅広い関係者が一堂に会して意見交換をすることができ、画期的かつ効果的な会議であった。

(2) 成年後見制度利用支援事業

個別相談において地域ケア会議を活用、石狩市成年後見センターをはじめとする各相談機関、弁護士等の専門家と連携し、相談・支援を実施した。

(3) 消費者被害に関する支援について

市民からの消費者被害に関する相談に対しては、ケアマネジャー等サービス機関、行政とも役割分担を行い、見守り体制を作ることが出来た。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(ケアマネジメント支援について) 相談件数 8 件

ケアマネジャーからの相談は、認知症、虐待、家族の障がい等、ひとつの世帯に多問題を含む困難性が高い内容が多い。地域ケア会議や虐待ケース検討会を積極的に活用し、行政との連携のもと検討し支援している。また、昨年度の地域ケア会議の評価をもとに、障がい分野の相談支援事業所との関係づくりを目的とした研修会を企画・開催した。

(1) 市内介護支援専門員を対象とした研修会を年2回開催

第1回 平成27年9月24日

「障がい相談支援事業所との顔の見える関係づくり研修」

講 師 市内障がい相談支援事業所 参加53名

第2回 平成28年2月16日

「高齢者虐待防止法について」

講 師 弁護士 水沼 功氏

(2) 石狩市介護支援専門員連絡会の役員として、企画運営に参画

○介護支援専門員連絡会と地域包括支援センターの共催にて研修会の企画・開催

(3) 「いしかり医療と福祉のまちづくりひろば」の企画運営委員として参画

○平成 27 年 10 月 31 日（土）「いしかり医療と福祉のまちづくりフェスタ」開催

4. 介護予防事業

(1) 一次予防事業

- ①担当地域のサロン、おげんき塾等において「地域包括支援センター」の役割を周知すると共に、「認知症予防」の視点で講話活動を実施する。

○地域住民向けの講話・周知活動：20回実施

(サロン、おげんき塾、町内会、高齢者クラブ等)

「介護保険制度について」「認知症予防」「転倒予防」をテーマに介護予防教室を開催した。講話をきっかけに総合相談での戸別訪問、地域包括支援センターの周知につなげることができた。

- ②石狩市が取り組む「介護予防教室立ち上げ」のノウハウを学ぶ。

今年度は、新たな介護予防教室やサロンなどの立ち上げには至らなかったが、次年度は「今ある社会資源を把握し、どのように活用していくか」を模索したい。

(2) 二次予防事業

二次予防事業対象者把握を目的に、チェックリスト実施

(実績) 配布 96 回収 96 二次予防事業対象者数 19

(3) 介護予防支援ケアマネジメント（要支援者関連）について

①予防支援給付管理

新規累計（平成27年4月～平成28年3月）	107件（うち再委託13件）
予防支援給付管理実績（平成27年3月）	227件
（再掲・再委託）	28件
再委託先	11か所

- ②ケアプランの質の向上を目的に、新規利用開始時、認定更新時、センター内でアセスメント不足の点検、二次予防事業への移行、介護保険サービス終了、インフォーマルサービスの活用等、利用者の自立に向けた支援を検討した。

5. その他

(認知症対策)

- 石狩市の市民、企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を2回開催

・平成27年10月20日 対象：八幡八寿留クラブ 参加：34名

・平成27年11月20日 対象：セブンイレブン店長会議 参加：32名

- 地域からの「認知症」に関する相談に対し地域ケア会議を開催し、民生委員・町内会等、地域関係者の皆さんと共に地域の課題を考える。⇒総合相談事業にて報告

- 石狩市認知症ケアパスワーキング部会に参加

(その他)

- 地域での講話活動、戸別訪問など様々な方法で、地域住民へ相談窓口として地域包括支援センターを周知する。⇒総合相談事業にて報告

- 石狩振興局管内地域包括支援センター連絡会（研修会）の企画運営委員として参加

第1回 平成27年8月6日 テーマ「地域で暮らす」を支援する

第2回 平成28年2月19日 テーマ「認知症高齢者を取り巻く地域のネットワーク」

北地域包括支援センター

平成 27 年度 事業の評価

＜重点項目＞

1. 住み慣れた地域で生活ができるように実態把握調査を行い課題を把握する。
2. 厚田地区民生委員協議会と「助け合いマップ」を協働で更新し、地域の見守り体制の構築をはかる。
3. 権利擁護事業の周知と支援
4. 厚田地域包括支援センター便りの発行

＜事業評価＞

1. 47 名に対して実態把握調査を実施。そのうち 6 名に個別支援を実施した。支援の内容は介護や福祉サービス利用申請、心理的援助、遺言の書き方などだった。これらを、厚田区全体の課題分析・評価を実施するための資料の 1 つとするとともに今後も継続して実態把握をしていく。
2. 民生委員協議会会議で、「助け合いマップ」を更新し、情報共有をはかった。
3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用について 2 件の相談があり、うち 1 件がサービス利用につながった。また、各高齢者クラブに成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明や、厚田区内の回覧でこれらサービスの周知をはかり、地域住民への理解を促し、利用者が住みやすい環境づくりを意識していった。
4. 今年度は 4 回、厚田地域包括支援センター便りを発行した。厚田区内で回覧し、消費者被害への注意喚起や福祉用具の紹介などをおこなった。

1. 総合相談事業

(1) 総合相談件数 291 件 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

保健師による高齢者クラブでの血圧測定時の面談が多いため、医療・健康に関する相談が最も多く約 4 割を占める。次いで認知症支援、介護サービスに関する相談・調整が多い。関係機関からの認知症支援、金銭管理に関する相談もあった。

相談者の内訳は、本人、家族からが多いが認知症などの相談は医療機関、地域住民からの相談もある。今後も地域、関係機関と連携をとり対応をしていきたい。

(2) 実態把握調査

70歳以上の独居高齢者等を対象に家庭訪問による実態把握を47件実施した。対象内訳は、独居や19人、高齢者夫婦世帯14人、その他14人でその他は家族と同居が多い。介護・保健・福祉サービスの利用につなげ、その後も支援を継続している。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業 相談数 0件

(2) 成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業 相談数 実2件

今年度、非常勤社会福祉士が配属になったため、社会福祉士を中心に自立支援事業や成年後見制度を利用した方への支援を実施した。

身寄りのない高齢者の自立支援事業や成年後見制度利用について、関係者から相談があり、成年後見センターと連携しサービス利用につながった。その後も必要時、担当ケアマネジャーや市民後見人と連携し支援している。その他に金銭管理困難な家族に対して、石狩市相談支援センターと一緒に日常生活自立支援事業の紹介や金銭管理方法の相談に応じた。また、各高齢者クラブに成年後見制度や自立支援事業の説明を実施した。また、厚田区内の回覧で、地域住民への理解を促し、利用者が住みやすい環境づくりを意識して行なっていた。

(3) 消費者被害に関する支援について

厚田区内の高齢者クラブの訪問や介護予防事業開催時に消費者被害についての説明や状況把握を行い予防に努めている。また、回覧で注意喚起をおこなった。

3. 包括的・継続的なマネジメント

(1) ケアマネジメント支援について

厚田区にある介護サービス事業所、ケアマネジャーが出席し、月2回ケース検討会議を開催し、困難事例の検討・ケアマネジャーへの指導・助言などを行っている。この会議を通して介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントが継続的に支援できるように連携を図っている。

(2) 居宅介護支援事業所訪問

2か月に一度、民間の居宅介護支援事業所を訪問して、介護支援専門員と連携を図っている。

(3) その他

「助け合いマップ」の更新は地区民生委員協議会と情報を共有し地域での見守りケースの優先順位などを確認した。今後も継続してマップ更新を行い、厚田区における要支援者の見守り体制の構築を図っていく。

4. 介護予防事業

(1) 一次予防事業

一次予防事業としては、「いきいきリハビリ」を3地域で月1回と、「転倒予防教室」実施している。「脳の健康教室」(認知症予防)は、延べ301名の参加があった。教室前後に認知機能検査(MMSE)を実施しているが、約58%の参加者の得点が良くなり、約17%の参加者が変化なしだった。今後も参加者を増やして認知症を予防していきたい。

(2) 介護予防支援ケアマネジメント(要支援者関連)

新規累計(平成27年4月～3月)	3件
予防支援給付管理実績(平成28年3月)	12件
(再掲・再委託)	2件
再委託先	2か所

平成 27 年度 事業の評価

＜重点項目＞

- ◎実態把握調査の継続実施（75 歳以上）
- ◎転倒予防教室の定期的開催
- ◎口腔機能向上プログラムの実施
- ◎「生き生き通信」の発行

＜評価＞

- ◎実態把握調査は 12 件の実施にとどまった。調査時間の確保が課題であるが、今後も継続して実施していく。
- ◎転倒予防教室は、7 地区 1 施設にほぼ毎月開催できた。口腔機能の低下を感じている参加者が多いことから、口腔体操（パタカラ体操）を 10 月から実施し、自宅でも行うよう働きかけている。
- ◎「生き生き通信」は毎月発行、自治会回覧を通じて全戸に配布している。通信を見て福祉用具の問い合わせがあったり、訪問の際に話題にのぼることがあり、関心の高さを感じている。

1. 総合相談事業

（1）相談件数 324 件（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

介護サービスに関する問い合わせ、福祉用具や住宅改修の相談が多くを占める。杖やシルバーカー等歩行補助用具の購入、手すり設置についての相談が内訳としては多い。その後、要介護認定調査を行うケースも多かった。

入所・入院に関する相談は医療機関との連絡調整など延べ件数が多い。また、精神疾患を持つケースからの相談も実件数は少ないが、状態によっては頻回に対応しなければならない場合もあり述べ件数が増えている。

また、今年度は経済的虐待疑いの相談が 1 件あり、成年後見制度活用の支援を行った。

（2）実態把握調査の継続実施

75 歳以上の独居・高齢者夫婦世帯を対象にした実態把握調査は、12 月末までに 10 件実施した。日常業務の中、調査時間を確保することが課題となっているが、家族や関係機関との連絡調整の必要なケースもあったことから、継続して実施していきたい。

2. 権利擁護事業

H27年度は、経済的虐待疑いの相談が1件寄せられた。高齢者支援課をはじめ関係機関と連携をとりながら虐待ネットワーク会議を開催し、市長申し立ての手続きを進め、後見開始となっている。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

区内のケアマネジャーの連携強化・資質向上の場として、浜益区介護支援専門員連絡会（浜ケアネット）を、12月までに5回実施した。また7月には、浜益・厚田区内の保健・医療・福祉・介護職員を対象に「認知症ケアにおける作業療法」をテーマに学習交流会を実施し、24名の参加があった。

4. 介護予防事業

（1）一次予防事業

7地区の高齢者クラブ等とシルバーホームにおいて、計87回転倒予防教室を開催した（実96名／延672名）地域の要請に応じて開催している地区を除き、高齢者クラブ等集いの場を設けている地区には、ほぼ毎月開催できている。地域の方の呼びかけで大幅な参加者増につながった地区もあった。教室参加者に生活機能評価を実施したところ、特定高齢者と判定された方の約半数に口腔機能の低下があったため、10月から口腔体操（パタカラ体操）を行っている。参加者の反応は非常に積極的で、口の渇きや飲み込みにくさの自覚症状を感じていたり、一人暮らしで普段は家で声を出ることがないと話す方もおり、関心の高さがうかがえる。

地域包括支援センターだより「生き生き通信」は、毎月の発行を継続している。9月からは口腔ケアの特集を組み、口腔体操の紹介を含め広く区民への周知を行っている。裏面は福祉用具紹介を掲載しているが、通信を見て福祉用具の問い合わせがあったり、通信の切り抜きを壁に貼って、家で口腔体操を行っている方もいるなど、訪問の際に話題にのぼることがあり、関心の高さを感じている。

その他、保健部門と共同で「いきいき学習（脳健康教室）」、閉じこもり予防のため「生きがづくり学園」「浜益男塾」「悠々サロン」を実施している。

（2）介護予防支援ケアマネジメント（要支援者関連）について

新規累計（平成27年4月～平成28年3月）	12件
予防支援給付管理実績（平成28年3月）	30件
（再掲・再委託）	1件
再委託先	1か所

④石狩市地域包括ケアの推進のための
基本方針について

石狩市地域包括ケア推進のための基本方針

(平成 27 年度～29 年度)

平成 28 年 4 月 1 日現在の石狩市人口は 59,120 人で前年比 154 人減、高齢化率 30.1% で前年比 1.3 ポイント増であり、人口減少と少子高齢化が同時進行しています。特に厚田区、浜益区は高齢化率がそれぞれ 42.6%、54.7% と高い状況にあります。人口のピークは男女とも 66 歳となり、これまでにないスピードで高齢化率が上昇、2025 年にはこの世代が後期高齢者に達します。高齢化に伴う相談は年々増加しており、認知症や身体機能低下に加え高齢者独居などの要因から在宅生活の困難さが顕在化しています。

本市は札幌市に隣接していることから人口や社会資源は花川地区周辺に集中しており、医療・介護・消費を含めた生活圏は札幌市まで広がっています。近年、市街地区に多く建設されている高齢者住宅には近郊からの転入も多く、高齢化率は推計よりも早く進行している状況です。公共交通機関は民間の路線バスのみで、移動手段は、この他自家用車の利用が日常的となっており、また、合併前の旧石狩地区、厚田区、浜益区とでは、人口構造や生活様式、価値観などが大きく異なることに加えて、生活を支える社会資源や企業の参入が少ないこと、公共の交通機関が更に不便であるなど、それぞれの地区における地域課題は異なり、地域特性に応じた地域包括ケアが求められています。

このため本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続け、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に中核的役割をもつ地域包括支援センターの機能強化を推進します。

また基本方針は、石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画とも連動し、各地域包括支援センターと地域課題の共有、課題解決に向けた取り組みを実践し年ごとに見直すものとします。なお、この度の石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 29 年度が最終年度のため、当基本方針も平成 29 年度までの方針とします。

(1) 総合相談体制の充実

急激な高齢化に伴い増加していく総合相談に対応し、地域課題に対する取り組みを強化、地域包括ケアを推進できる体制を構築します。

- ① 地域包括支援センターの周知と共に、相談窓口としての各地域包括支援センターの市民周知の徹底を図ります。
- ② 各地域包括支援センターが円滑に運営・連携できるよう支援します。
- ③ 多種多様な総合相談やケアマネジャーへの支援に対応するため地域ケア会議等を活用し、サービスが切れ目なく提供できるよう顔の見える関係づくりを基本とした関係機関ネットワークの構築と強化を図ります。

(2) 成年後見制度の活用促進や虐待防止などの高齢者の権利

擁護の強化

近くに支援者がいない高齢者世帯や認知症高齢者等が増えていることから、高齢者の権利擁護体制の構築は急務です。平成 26 年度に開設した成年後見センターとともに、事例を通して把握された地域の権利擁護体制の課題を共有し、本市に必要な体制の強化と充実に向けての取り組みを推進します。

- ① 地域包括支援センターが高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害などの権利擁護に関する相談窓口であることを広く周知します。
- ② 市民に対して権利擁護に関する制度の周知をします。
- ③ 権利擁護に関する情報提供やスムーズに制度の活用につながるよう、成年後見センターをはじめとした関係機関との連携を強化します。
- ④ 市民後見人養成及びフォローアップ研修を行い、高齢者の権利擁護に資する人材の確保や質の向上に努めます。

(3) 個人および地域にむけた重層的な認知症対策

認知症予防の取り組みを継続するとともに、認知症になっても意思が尊重され、自分らしく安心して生活できる体制作りを推進します。

- ① 認知症予防について普及啓発します。
- ② 認知症サポーター養成を通じ、認知症に対する正しい理解と対応方法の普及を促進します。
- ③ 徘徊見守り SOS ネットワークを構築し、その拡充に取り組みます。
- ④ 認知症者とその介護者を支える仕組みづくりの一環として、認知症カフェを設置します。
- ⑤ 認知症の状態に応じた適切なサービスの提供ができるよう、関係機関とともに圏域ごとの認知症ケアパスを作成し、積極的活用を推進します。
- ⑥ 認知症地域支援員を配置し、医療機関や介護サービス及び関係機関の連携を図るための支援や認知症者やその家族の支援を強化します。
- ⑦ 早期に認知症に気づき、速やかに適切に対応される体制構築を進めます。

(4) 高齢者の「居場所」づくり、人材育成、地域での支え合い

高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支える

システム作りを目指します。

- ① 介護予防の普及啓発をします。
- ② 高齢者が気軽に出かけられる「居場所」を地域に増やします。
- ③ 「居場所」づくりを支援する人材を育成します。
- ④ 地域で支え合う、「地域見守りネットワーク」を推進します。

(5) 在宅医療と介護の連携促進

医療と介護の関係者の顔の見える関係づくりを強化し、多職種協働により在宅医療・介護の連携体制の構築を図ります。

- ① 在宅医療についてのニーズ、資源、携わっている職種、利用者の声等の実態調査を関係機関とともに行います。
- ② 在宅医療と介護連携における課題を共有し、対応について協議できる場を作ります。
- ③ 関係機関・多職種間の情報共有システム構築について検討します。
- ④ 疾病や介護を抱えながらも、住み慣れた自宅等で過ごし続けられるよう、在宅医療の市民への周知、医療と介護の連携強化に取り組みます。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み

高齢者の在宅生活を支えるため、多様な主体による生活支援・介護予防サービスを提供するための取り組みを推進します。また、切れ目のないサービス提供が可能となるよう、地域支え合い推進員を中心に、多様なサービス提供主体同士の連携体制構築のための協議の場を設けます。

⑤平成２８年度事業計画について

平成 28 年度 事業の計画

＜重点項目＞

1. 認知症や一人暮らし高齢者が増加する中、介護を必要とする高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるように、引き続き石狩市の地域包括ケアシステム構築のための検討を重ね、地域住民や関係機関との協力や連携を図りながら有効的な仕組みづくりを行う。
2. 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業移行に向けて、住民が主体的に参加し自らが担い手になっていくような地域づくりができるように、地域住民との意見交換を得ながら石狩市の社会資源や地域の実情を把握する。

1. 総合相談事業

（1）速やかな総合相談の対応

年々増加する多種多様な相談に対し、専門性を生かし、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、個別課題の解決に向けてチームアプローチとネットワーク機能を活用し解決を図る。また、緊急時支援の充実や相談内容を分析し地域の実情を把握する。

（2）地域包括支援センターの周知

地域高齢者の総合相談窓口として、リーフレットを作成し、南地域（花川南・樽川・花川）に回覧板を年3回実施する。また、市内の公共機関、会館、スーパー、金融機関、医療機関等に広報ポスターを製作し50ヶ所配布するなど、地域住民への周知を図る。

（3）民生委員との協力

花川南第1・第2地区民生委員協議会に出向き、幅広い相談を受けたりや地域高齢者の生活問題が解決できるように、研修や情報共有の機会を設け協力しやすい体制を作る。

（4）医療機関との連携

地域高齢者の入退院時のサービス調整、疾患や認知症等により支援が困難なケースの受診同行を通して、包括的継続的支援ができるように医療機関との関係性を深め連携を広げていく。

2. 権利擁護事業

（1）高齢者虐待対応

高齢者虐待相談を迅速に対応できるように「石狩市高齢者虐待相談対応の流れ」に沿い『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための高齢者虐待手引き』を活用し、関係機関と連

携をとりながら解決に向けて対応する。

(2) 成年後見・日常生活支援事業

高齢者の権利が擁護されるように、弁護士、司法書士、後見センター等の各関係機関と連携を図り対応していく。

(3) 消費者被害

地域における高齢者被害の実態を把握できるように、石狩市消費者協会等に出向き、市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及や関係性づくりに努める。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(1) 地域包括ケアの推進

支援が困難な個別ケースの解決に向け、南包括の主催で地域ケア会議個別ケース検討会を実施していく。地域課題を明らかにし専門部会（地域ネットワーク会議）に提案していく。

(2) 介護支援専門員支援

石狩市の高齢者に関わる介護支援専門員が抱える支援困難事例に対し、様々な方法で相談を受け、情報共有に留まらず、適切な支援方法を共に検討する。

(3) 石狩市、石狩管内地域包括支援センター研修会の実施

石狩市北包括支援センターと合同による研修会を年2回実施していく。また、石狩管内地域包括支援センター研修会に参画する。

4. 介護予防事業（介護予防ケアマネジメント）

(1) 一次予防事業

町内会・高齢者クラブ・地域住民に対し介護予防教室等の普及啓発に努める。また、南地域のおげんき塾や地域サロンへ訪問し講話や健康相談等を行うほか、月1回地域交流サロン「ぴりカフェ」への参画も行い、地域サロンの必要性について検討する。

(2) 二次予防事業

新規の総合相談や個別訪問の際に南地域の高齢者に対して基本チェックリスト調査を実施する。

(3) 指定介護予防支援事業

要支援1・2の対象者に適切な介護予防ケアマネジメントを適切に実施する。来年度の介護予防・日常生活支援総合事業に向けての準備を進めていく。

5. その他

(1) 認知症施策

石狩市認知症ケアパスワーキングの参加、石狩市キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座への講師派遣）。認知症 SOS ネットワーク等高齢者徘徊時の緊急対応に対して速やかな対応と協力を行う。

(2) 職員研修・実習生の受け入れ

職員のスキルアップのため、各種研修会・研究発表の参加。また、社会貢献活動の一環として福祉系大学の学生の実習生受け入れを行う。

平成28年度 事業の計画

＜重点項目＞

当北地域包括支援センター開所4年目も「総合相談」「認知症対策」を事業運営の重点に置く。地域において戸別訪問を実施することで住民の生活を知り、地域に潜在する社会資源を把握する。また、町内会長、高齢者クラブ等、地域関係者と地域の実情に合わせた意見交換を行い、ネットワークの拡充を図る。

1. 総合相談事業

(1) 増加、複雑化する総合相談に対し、関係機関と連携を図る

地域からの個別相談に対し、地域ケア会議（個別ケース検討会）を開催する。会議には、行政、成年後見センター、障がい相談支援事業所、民生委員児童委員、町内会役員等、地域住民に加えて、JAいしかり、交番、新聞販売店、郵便局、消防等、地域にある関係機関とより強固な連携を図る。

(2) 地域支援としての取り組み

戸別訪問を実施（花川北地区を予定）、住民の生の声を聞くことで地域の実情を知る。

(3) 職員のスキルアップに取り組む

総合相談を受ける上で必要な技術、視点、気づきを身に付けるため、月1回のセンター内での事例検討会を継続実施、事業所内外の研修会・勉強会に参加する。

(4) 地域包括支援センターの周知

一般市民を対象に市民講演会を年1回開催する。単位町内会、高齢者クラブ等において「地域包括支援センター」役割を周知する。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

市民やケアマネジャー等から虐待に関する相談を受ける。虐待支援では、行政と役割分担し、ケアマネジャー・サービス事業所等、関係機関と連携しながら迅速な初動期対応を行う。

(2) 成年後見制度利用支援事業

石狩市成年後見センターをはじめとする各相談機関、司法書士、弁護士等の専門家と連携し、相談・支援する。

(3) 消費者被害に関する支援について

市民からの消費者被害に関する相談について、消費者協会等の関係機関と連携のもと対応する。また、地域における講話活動等を通じて、被害の手口や解決法を伝える

ことで、消費者被害に遭わないよう市民の「予防する意識」を高める。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(1) 石狩市介護支援専門員連絡会との連携

- ①地域包括支援センターが主催する研修会を年2回実施
- ②石狩市介護支援専門員連絡会の企画運営に参画

(2) いしかり医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

- ①月1回の企画運営委員会に参加する。
- ②いしかり医療と福祉のまちづくりフェスタの開催

4. 介護予防事業

(1) 一次予防事業

- ①戸別訪問と連動し、単位町内会、高齢者クラブ等において「地域包括支援センター」役割を周知すると共に、「認知症予防」の視点で講話活動を実施する。
- ②単位町内会ごとに、地域で支え合う「見守りネットワーク」、地域で気軽に出かけられる「居場所」など既存の社会資源を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業移行後の社会参加の場を探る。

(2) 二次予防事業

二次予防事業の対象者について、要介護状態になることを予防するために介護予防事業の参加の必要性の高い方を把握し、高齢者支援課に引き継ぐ。

(3) 介護予防支援ケアマネジメント（要支援者関連）について

介護予防ケアマネジメント利用者の自立支援を考え、地域の強みを生かしたインフォーマルサービスを活用した適切な介護予防支援サービス計画を作成し、各種関連機関との調整、マネジメントによる改善を目指す。

5. その他（認知症対策）

- (1)「認知症予防、対応方法」に関する普及啓発を目的に「認知症サポーター養成講座」を地域住民、各種団体へ出前していきたい（目標：年6回）。
- (2)「右岸地区のネットワーク体制」について、地域住民、地域関係者の皆さんと共に地域ケア会議開催を目指したい。
- (3)地域での講話活動、戸別訪問など様々な方法で、地域住民への地域包括支援センター周知、認知症の勉強会、意見交換をする。
- (4)認知症ケアパスワーキングチームに参加、石狩版「認知症ケアパス」を作成し市民の方に活用していただく。

平成 28 年度 事業の計画

＜重点項目＞

1. 住み慣れた地域で生活ができるように実態把握調査を行い課題を把握する
2. 介護予防事業スタッフの発掘、育成をはかる
3. 厚田地域包括支援センター便りの発行

1. 総合相談事業

70 歳以上の独居高齢者等を対象にした実態把握調査を実施する。また、訪問した結果、必要な情報を厚田地区民生委員協議会と連携をとりながら継続実施する。住み慣れた地域で安心して生活ができるにはどのような支援が必要か把握し、関係機関と連携して適切なサービス、制度の利用にスムーズにつなげる等の支援を行っていく。

2. 権利擁護事業

高齢者虐待については介護サービス事業所、ケアマネジャー、民生委員等と連携をとり、早期に発見し支援をしていく。消費者被害については、引き続き高齢者クラブ、介護予防事業等の中で情報提供や厚田区内の現状把握を行い防止に努めるとともに、地域の駐在員と連携し取り組んでいく。

成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要な方の把握を積極的に行い、石狩市成年後見センターや厚田区内の市民後見人と連携し、適切に支援が行えるように関係機関と事業を推進していく。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

定期的に開催しているケース検討会を引き続き開催し、困難事例の検討、介護保険以外の様々な社会資源などについても会議を通して周知し、関係機関と連携を図っていく。

4. 介護予防事業

(1) 一次予防事業

一次予防事業については、介護予防事業(転倒予防教室、認知症予防教室、閉じこもり予防教室)と各地区高齢者クラブへの訪問を継続する。

また、3 か月に 1 回程、厚田地域包括支援センター便りを作成し、厚田区内の全戸に回覧する。これにより、介護予防事業の情報普及や事業への新規参加者を増やすことで、介護予防の意識向上と啓発を図る。

(2) 介護予防ケアマネジメント(二次予防事業の対象者関連)について

高齢者クラブでの相談や介護予防事業、家庭訪問等で基本チェックリストを実施し、二次予防事業の対象者を把握する。積極的な支援が必要な高齢者に対して、一般高齢者と一緒に介護予防事業を勧めていく。

また、介護予防・日常生活支援総合事業をスムーズに進めるために地域住民から情報収集を行いニーズの把握やボランティアの確保に努め、本所高齢者支援課と連携し、厚田区のサービス確保に努める。

(3) 介護予防支援ケアマネジメント(要支援者関連)について

要介護状態にならないように、適切な介護予防サービスを計画し、支援を継続する。

平成 28 年度の計画

＜重点項目＞

◎実態把握調査の継続実施(75歳以上)

◎認知症予防対策→「生き生き通信」での特集、認知症サポーター養成講座の開催(年2回)

1. 総合相談事業

在宅介護等に関する各種相談に対し、電話・面接・訪問等により総合的に応じ、各種の保健福祉サービスに関する情報の提供及び利用の啓発を行う。独居や高齢者のみ世帯の場合、区外に住む家族との連絡調整が大変なケースも多いため、相談初期の段階で家族構成等の情報収集をしっかりと行い、アセスメントに役立てる。また、75歳以上の実態把握調査は継続して実施し、サービス対象者及び地域の福祉的生活ニーズの把握を行う。

今年度も引き続き、相談支援センターぷろっぷ・相談室ヨルドによる出前相談(隔月)の周知を実施し、者相談機会の拡大と支援の充実をはかる。

2. 権利擁護事業

- (1) 高齢者虐待予防…虐待予防の啓蒙と相談窓口の明確化をはかる。区内のサービス事業所とも連携を密にし早期発見に努める。
- (2) 成年後見制度…石狩市権利擁護連携会議への出席。成年後見センターと地域の状況についての情報交換を実施する。成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用について、いきいき通信で普及・啓発をはかる。
- (3) 消費者被害…転倒予防教室等で地域に出向いた際に情報収集を実施、被害に遭わないよう教室やいきいき通信で啓発活動を行う。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

月1回、浜ケアネットを行い、ケアマネージャーの資質の研鑽につとめる。また、学習交流会を年2回企画し、区内の保健・医療・福祉・介護職員が知識を高めあうことができる場づくりを行う。

4. 介護予防事業

(1) 一次予防事業

各地区で転倒予防教室を毎月開催し、体力・筋力の維持向上、閉じこもり予防に努める。近年浜益区では高齢者クラブが解散したり、クラブはあっても年々その機能は衰退しており、転倒予防教室が数少ないつどいの場となっているのが現状である。「生き生き通信」等の媒体や、各種保健事業を通じて参加者の拡大を目指したい。口腔機能向上のため、昨年度から行っている口腔体操を教室内で継続して行うとともに、自宅でも実践してもらえるような働きかけを行う。

また、保健部門と共同で実施している「いきいき楽習（脳健康教室）」などの介護予防事業については、より参加しやすく効果的な事業にするために、周知方法や実施場所などを保健担当と一緒に検討する1年にしたい。

(2) 介護予防ケアマネジメント（二次予防事業の対象者関連）について

転倒予防教室での基本チェックリストの実施、また、保健部門と共同して二次予防事業の対象者を把握し、必要な支援事業を実施する。

(3) 介護予防支援ケアマネジメント（要支援者関連）について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な介護予防プランの作成を行う。

5. その他

(1) 「生き生き通信」の発行

包括支援センターの役割を広く地域に知ってもらうことを目的に、毎月「生き生き通信」を発行し、事業の紹介や介護予防についての情報提供を行う（広報と合わせて全戸配布）今年度は認知症をテーマにし、認知症の正しい理解と予防方法について特集を行う。

(2) 「浜益ふくしの里運営推進委員会」への参加

特養あいどまりとグループホームなごみのサービス向上と地域との連携がより推進できるよう、支援していく。

(3) 認知症サポーター養成講座の開催

昨年キャラバンメイトの登録が1名増えた。自治会や婦人会組織に声かけを行い、未受講者が受講できるよう、年2回の開催を目指す。グループワークや事例紹介など内容を工夫し、地域でできる支援の方法について考えていきたい。

2. 地域密着型サービス事業について

①指定地域密着型通所介護事業について

指定地域密着型通所介護事業について

1. 地域密着型サービスへの移行に伴う指定、基準等について

- (1) 地域密着型サービスに係る事業所の指定や運営の基準については市が定めており、「地域密着型通所介護」に係る基準についても市が定めなければなりません。市の条例制定については、平成28年4月1日の移行から1年間の経過措置が設けられており、市が条例を定めるまでの間については、厚生労働省令が適用されておりますが、平成29年4月1日には市としても条例・規則等を制定する必要があります。

現在の条例・規則等の（案）についてご説明いたします。（別紙参照）

- (2) 石狩市の独自基準について

- ① 文書保存年限を5年に設定しています。
- ② 指定・更新申請ができる事業者は、「暴力団及び暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者や暴力団員と密接な関係を有する事業者）でない者に限る。」と設定しております。

2. 指定地域密着型通所介護事業とは

- (1) 基本方針

要介護（要支援）状態になった場合でも自宅で可能な限り生活できるように、生活機能の維持又は向上を目指して、日常生活上の世話や機能訓練を事業所に通って行います。それにより、利用者の家族の身体的・精神的な負担軽減を図るものでなければなりません。

- (2) 基本取扱方針について

- ・利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、個人の介護計画をたて、目標を設定し計画的に行っていかねばなりません。

- (3) 定員

- ・18人以下

- (4) 事業所を運営するにあたって必要な従業員（職種）

- ・管理者
- ・生活相談員

- ・看護師又は准看護師
- ・介護職員
- ・機能訓練指導員

(5) 事業所を運営するにあたって必要な設備

- ・食堂
- ・機能訓練室
- ・相談室
- ・消化設備や非常災害等の設備

(6) 非常災害対策について

- ・事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制の整備し、定期的に避難訓練を行わなければなりません。

(7) 地域との連携について

- ・事業所は、「利用者」、「利用者の家族」、「地域住民の代表者」、「市町村の職員」、「地域包括支援センターの職員」、「知見を有する者」等で構成される運営推進会議を設置し、6ヶ月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに運営推進会議において必要な要望、助言等聴く機会を設け、その意見等は記録に作成し公表できる体制を取らなければなりません。

3. 市の指定地域密着型通所介護事業（11事業所）

平成28年4月1日より11事業所が道より移管され、市管轄の事業所となりました。

	事業所名称	住 所	開設法人
1	石狩希久の園デイサービスセンター	八幡町高岡 27-9	社会福祉法人石狩友愛福祉会
2	厚田みよし園デイサービスセンターしおさい	厚田区厚田 189 番地 1	社会福祉法人厚栄福祉会
3	デイサービス エルサ	花川南 6 条 1 丁目 111 番地	NPO法人 たすけあいワーカーズ エルサ
4	デイサービスセンターばんなぐろ	花畔 360-26	社会福祉法人 瓊珞会
5	デイサービス歩風楽花川	花川南 10 条 3 丁目 3 番地	有限会社 すぎぶちライフプランニング
6	デイサービスセンター緑苑	緑苑台東 3 条 2 丁目 170-2	株式会社 緑苑
7	Banbi	花川北 1 条 4 丁目 150	合同会社 Banbi
8	石狩市はまますデイサービスセンター	浜益区浜益 2 番地 4	石狩市
9	デイサービス きたえる〜む花川	花川南 2 条 5 丁目 34-1	株式会社ヤマチコーポレーション
10	通所介護デイドリーム	花川南 2 条 3 丁目 91-2	株式会社 クリエイブルケア
11	デイサービスセンターらいふてらす石狩花川	花川南 1 条 2 丁目 312 番地 1	株式会社 パワフル

(別紙子)

石狩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (第4条—第7条)

第3章 指定夜間対応型訪問介護 (第8条—第11条)

第3章の2 指定地域密着型通所介護 (第 条—第 条)

第4章 指定認知症対応型通所介護 (第12条—第15条)

第5章 指定小規模多機能型居宅介護 (第16条—第19条)

第6章 指定認知症対応型共同生活介護 (第20条—第23条)

第7章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 (第24条—第27条)

第8章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (第28条—第32条)

第9章 指定看護小規模多機能型居宅介護 (第33条—第36条)

附則

第1章 ～ 第3章 省略

第3章の2 指定地域密着型通所介護

(基本方針)

第 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(人員に関する基準)

第 条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型

通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数その他人員に関する基準は、規則で定める。

(設備に関する基準)

第 条 指定地域密着型通所介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型通所介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。

(運営に関する基準)

第 条 指定地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第4章 ～ 附則 省略

石狩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（案）

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 人員に関する基準（第3条—第6条）

第2節 設備に関する基準（第7条・第8条）

第3節 運営に関する基準（第9条—第45条）

第3章 指定夜間対応型訪問介護

第1節 人員に関する基準（第46条—第48条）

第2節 設備に関する基準（第49条・第50条）

第3節 運営に関する基準（第51条—第61条）

第3章の2 指定地域密着型通所介護

第1節 人員に関する基準（第 条—第 条）

第2節 設備に関する基準（第 条—第 条）

第3節 運営に関する基準（第 条—第 条）

第4章 指定認知症対応型通所介護

第1節 人員に関する基準（第62条—第67条）

第2節 設備に関する基準（第68条・第69条）

第3節 運営に関する基準（第70条—第84条）

第5章 指定小規模多機能型居宅介護

第1節 人員に関する基準（第85条—第88条）

第2節 設備に関する基準（第89条—第91条）

第3節 運営に関する基準（第92条—第114条）

第6章 指定認知症対応型共同生活介護

第1節 人員に関する基準（第115条—第118条）

第2節 設備に関する基準（第119条・第120条）

第3節 運営に関する基準（第121条—第136条）

第7章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準（第137条—第139条）

第2節 設備に関する基準（第140条・第141条）

第3節 運営に関する基準（第142条—第159条）

第8章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 人員に関する基準（第160条・第161条）

第2節 設備に関する基準（第162条—第164条）

第3節 運営に関する基準（第165条—第200条）

第9章 指定看護小規模多機能型居宅介護

第1節 人員に関する基準（第201条—第204条）

第2節 設備に関する基準（第205条—第207条）

第3節 運営に関する基準（第208条—第215条）

附則

第1章 ～ 第3章 省略

第3章の2 指定地域密着型通所介護

第1節 人員に関する基準

（通則）

第 条 条例第 条の指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数その他人員に関する基準は、この節の定めるところによる。

（従業員の員数）

第 条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第 節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- （1）生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の四45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(地域密着型通所介護事業所の管理者)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2節 設備に関する基準

(通則)

第 条 条例第 条第 項の指定地域密着型通所介護事業所の設備に関する基準は、この節の定めるところによる。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等)

第 条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第 条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2）指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

（3）食事の提供に要する費用

（4）おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第 条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第 条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかねばならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業員によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物の居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物の居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第 条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従

業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第4章 ～ 附則 省略

②平成27年度地域密着型サービスの状況

平成27年度 地域密着型サービス の 状況

(1) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

	名 称	住 所	開設日	延床面積(m ²)	ユニット数	定員	入所者数			退所者数(H27年度累計)				
							市内	市外	計	死亡	他施設在宅	入院 計		
1	グループホーム延齡草	花川南7条4丁目376番地1	H13.12.5	240.76	1	9	9	0	9	1	0	0	1	
2	グループホームはまなす石狩	花川北6条1丁目68番地	H14.1.1	388.74	2	18	16	2	18	1	0	0	1	2
3	グループホーム はまなすなごみ	浜益区実田93番地17	H15.4.1	393.49	1	7	7	0	7	0	0	0	0	0
4	グループホームはなかわ	花川東1条3丁目12番地	H15.10.1	596.39	2	18	17	0	17	3	0	0	1	4
5	リフレッシュホーム和みの家	花川南10条1丁目1番12号	H15.11.12	398.84	2	18	17	1	18	1	0	0	1	2
6	笑顔の村 三番地	樽川3条3丁目4番地	H16.1.20	211.03	1	9	9	0	9	2	0	0	2	4
7	グループホームメーブル	緑苑台東3条2丁目170番地2	H16.5.10	526.79	2	18	16	2	18	2	0	0	0	2
8	グループホームひなた	花川南2条6丁目118	H16.5.25	189.42	1	9	8	1	9	0	0	0	0	0
9	グループホーム樹林	緑苑台東3条3丁目255番地	H16.6.1	318.29	1	9	8	0	8	0	1	0	1	2
10	愛の家グループホーム石狩花川	花川404番地12	H16.9.14	640	2	18	15	0	15	3	1	0	0	4
11	グループホーム 樽川ふれあい館	樽川3条2丁目67番地	H16.10.18	491.9	2	18	15	1	16	2	1	0	0	3
12	グループホーム 樽川ふれあいほうす	樽川3条2丁目97番地	H17.11.1	569.73	2	18	17	1	18	1	1	0	4	6
13	グループホーム 樽川ふれあいぐらぶ	樽川3条3丁目31番地	H18.3.17	556.48	2	18	17	0	17	4	0	0	3	7
14	グループホーム べつかり海の家	厚田区別狩92番地4	H19.9.1	649.69	2	18	14	0	14	1	3	0	0	4
15	グループホーム おやふね	親船町20番地1	H22.3.23	260.02	1	9	8	0	8	0	0	0	1	1
16	グループホーム すまいる石狩	親船東2条1丁目70番地	H22.3.28	710.27	1	9	9	0	9	0	0	0	0	0
17	グループホームハートの家六番館	花川北6条3丁目16番地	H24.3.10	625.9	2	18	18	0	18	1	2	1	0	4
合 計					27	241	220	8	228	22	9	1	14	46

平成28年3月31日現在

平成28年3月31日現在

(2) 地域密着型介護老人福祉施設生活介護

(単位:人)				
名 称	住 所	入所定員	入所者数	申込者数
1 石狩市特別養護老人ホームはまなすあいどまり	浜益区実田93番地17	20	20	15
2 特別養護老人ホームほとり	花畔360番地26	29	29	60
平成28年3月31日現在				

(3) 認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)

石狩市花川南老人デイサービスセンター(定員:12名)

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	2	1	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
延べ人数	21	9	21	22	21	20	27	0	0	0	0	0
延べ日数	21	18	22	22	21	19	21	0	0	0	0	0
平均(人/日)	1.00	0.50	0.95	1.00	1.00	1.05	1.29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

グループホーム延齢草(定員:3名)

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	3	3	4	4	3	3	3	3	0	0	0	0
延べ人数	44	43	51	44	42	38	46	39	0	0	0	0
延べ日数	26	26	26	27	26	26	27	25	0	0	0	0
平均(人/日)	1.69	1.65	1.96	1.63	1.62	1.46	1.70	1.56	0.00	0.00	0.00	0.00

グループホームはまなす石狩通所介護庵の里(定員:3名)

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均(人/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

グループホームひなた(定員:3名)

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	5	6	5	5	4	3	5	4	5	5	5	6
延べ人数	74	62	61	48	44	31	43	66	80	78	75	72
延べ日数	30	31	30	27	30	27	30	30	31	31	29	31
平均(人/日)	2.47	2.00	2.03	1.78	1.47	1.15	1.43	2.20	2.58	2.52	2.59	2.32

愛の家グループホーム石狩花川(定員:3名)

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数						0	0	0	0	0	0	0
延べ人数						0	0	0	0	0	0	0
延べ日数						0	0	0	0	0	0	0
平均(人/日)						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(4) 小規模多機能型居宅介護

・小規模多機能ホームすまいる石狩（登録定員：25名、通いサービス利用定員15名、宿泊サービス利用定員5名）

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	16	17	17	18	17	17	16	17	17	18	18	19

・小規模多機能型居宅介護コミュニティ若葉（登録定員：24名、通いサービス利用定員12名、宿泊サービス利用定員5名）

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	23	23	25	27	27	25	26	24	24	26	27	27

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所あるふあ（登録定員25名）

サービス提供月	H27年4月	H27年5月	H27年6月	H27年7月	H27年8月	H27年9月	H27年10月	H27年11月	H27年12月	H28年1月	H28年2月	H28年3月
実人数	13	14	15	14	15	16	17	17	18	16	19	19

石狩市要綱第 78 号

石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱をここに定める。

平成 28 年 7 月 4 日

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する地域密着型サービス等の事業にかかわる事業者の指定並びに法第 115 条の 45 第 1 項及び第 2 項に規定する地域支援事業の適正な運営を図るため、石狩市介護保険事業運営推進協議会（以下「運営推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営推進協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型サービス等に関する事項で次に掲げること。

ア 地域密着型サービス等の事業者の指定に関すること。

イ 市が設定する地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬に関すること。

ウ 地域密着型サービス等の質の確保、運営評価その他地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から市長が必要と認めること。

(2) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）に関する事項で次に掲げること。

ア センターの担当する圏域の設定に関すること。

イ センターの設置、変更及び廃止に関すること。

ウ センターの業務の委託等に関すること。

エ センターの運営に関すること。

オ センターが行う予防給付に関すること。

カ その他センターの運営に関することで市長が必要と認めること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか法の規定により市が指定、契約等により介護サービス等を提供する事業の基準及び運営に関することで市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 運営推進協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

(1) 介護保険のサービス事業者並びに保健、医療及び福祉に係る職能団体の関係者

(2) 介護保険の被保険者

(3) 権利擁護及び相談事業等を担う関係者

(4) 学識経験を有する者

(5) その他市長が認める者

2 委員の任期は、3 年間とする。ただし、補欠委員の任期は、残任期間とする。

3 運営推進協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 運営推進協議会の会議は、会長が招集する。

2 運営推進協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則公開とするが、協議会の議決により非公開とすることができる。

5 第2条第1号ア並びに同条第2号イ及びウに規定する事項の審議を行う際に、委員が当該事業者等の設置者である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議にかかる会議から除くものとする。

(庶務)

第5条 運営推進協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次の各号に規定する要綱は、廃止する。

(1) 石狩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成17年要綱第143号）

(2) 石狩市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成17年要綱第144号）

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の石狩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項及び石狩市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第3条第1項の規定により委嘱された委員である者は、この要綱の施行の日において第3条第1項に規定する委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

石狩市南地域包括支援センター

平成 2 7 年度収支報告

収 入	
介護予防マネジメント収入	13,138,108 円
石狩市からの委託金	19,004,400 円
雑費収入	34,722 円
① 収入合計	32,177,230 円
支 出	
人件費	19,431,567 円
経費	9,706,641 円
② 支出合計	29,138,208 円
総利益 ① − ② =	3,039,022 円

石狩市北地域包括支援センター

平成 2 7 年度収支報告

収 入	
介護予防マネジメント収入	11,486,460 円
石狩市からの委託金	19,004,400 円
雑費収入	31,498 円
① 収入合計	30,522,358 円
支 出	
人件費	22,635,282 円
経費	4,239,420 円
② 支出合計	26,874,702 円
総利益 ① − ② =	3,647,656 円